

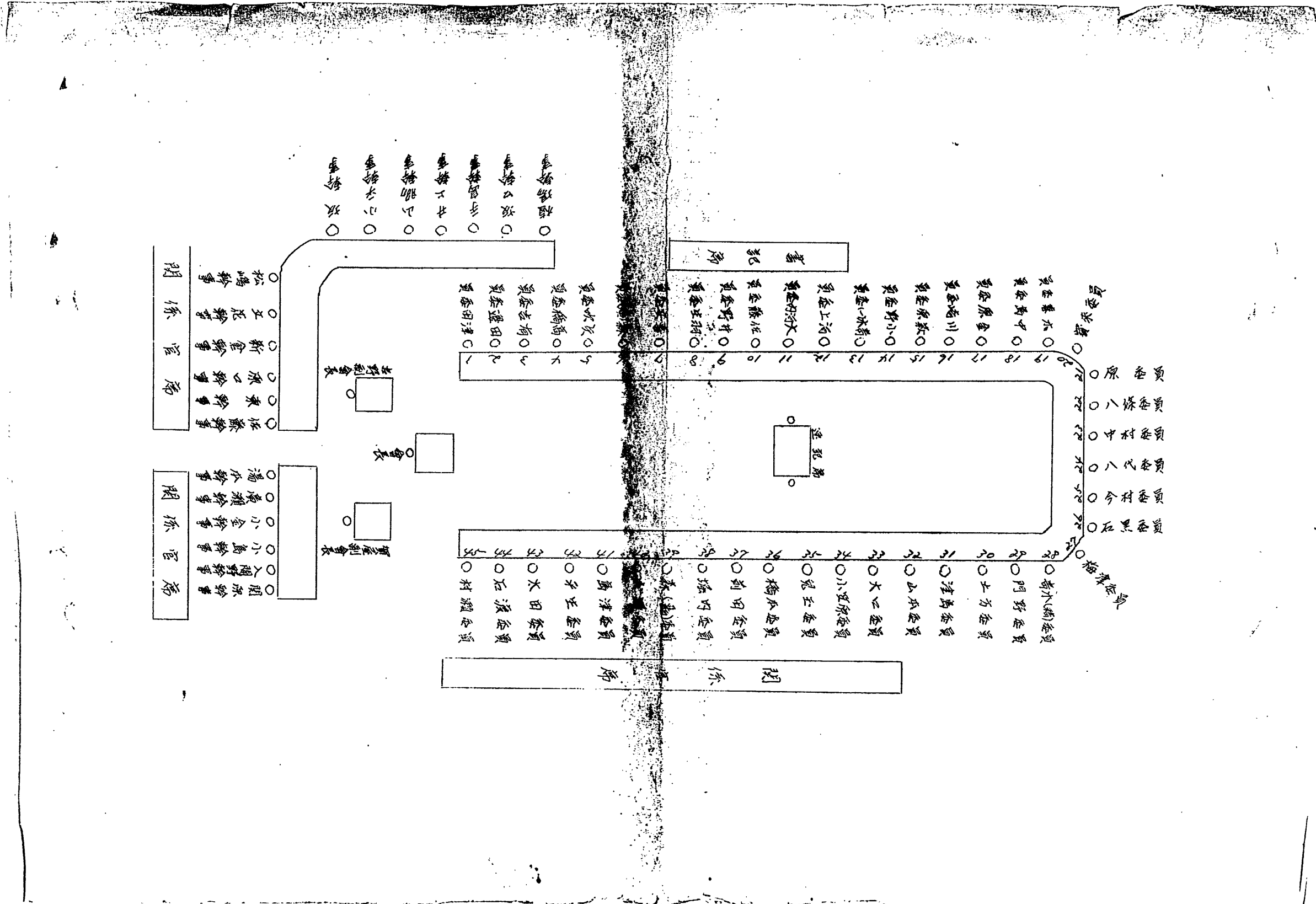
昭和十三年一月十二日

臨時資金調整委員會幹事

堀内臨時委員殿

來ル一月十八日（火曜日）午後三時ヨリ内閣總理大臣官邸ニ於テ臨時
資金調整委員會總會相開カレ候間御參集相成度候

E-0124



臨時資金調整委員會第二回會議日程

(昭和十三年一月十八日)

第一 會長挨拶

第二 昭和十二年臨時資金調整法施行狀況報告

第三 臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準中改正ノ件

E-0124

臨時資金調整委員會議事規則

(昭和一二、九二一)

第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定メ各委員ニ通知ス

第二條 會議ニ出席スルコト能ハザル委員ハ豫メ其ノ旨ヲ會長ニ届出
ザベシ

第三條 議事ハ全委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ
得ズ

第四條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス
發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第五條 會長、副會長共ニ事故アルトキハ會長ニ於テ指名シタル委員
臨時議長ノ職務ヲ代理ス

第六條 議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ
議長ノ決スル所ニ依ル

第七條 會議ハ之ヲ公開セズ其ノ議事ハ特ニ秘密ヲ要セザル限り會長
ノ指揮ニ依リ之ヲ公表ス

第八條 會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタ
ルトキハ關係官吏又ハ其ノ他ノ者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ
聽クコトヲ得

第九條 關係各大臣ハ必要ニ依リ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ
得

第十條 幹事及會長ノ特ニ指名シタル關係官吏ハ會議ニ出席シ説明ヲ
爲シ又ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十一條 議事録ハ幹事之ヲ作成スベシ

第十二條 本則ニ規定ナキ事項ハ會長之ヲ決ス

臨時資金調整委員會職員名簿（昭和十三年一月十五日現在）

會長

內閣總理大臣 公近 衛 文 齋 杉並、西田、一ノ七四三

副會長

大藏大臣 賀屋 興 宣 麴町、隼、一三官舎

商工大臣 吉野 信 次 澁谷、神山五四

委員

企畫院次長 青木 一 男 澁谷、代々木大山、一〇四九

對滿事務局次長 原 邦 道 淀橋、十二社、三〇〇

內務次官 羽生 雅 則 大森、新井宿六ノ四七六

大藏政務次官 太田 正 孝 芝、白金今里八七

大藏次官 石渡 莊太郎 小石川、駕籠、一二五

大藏參與官 中村 三之丞 麻布、筈、一四

陸軍次官 梅津 美治郎 麴町、永田、一ノ二〇

海軍次官 山本 五十六 赤坂、靈南坂、一七官舎

農林次官 井野 碩 哉 澁谷、青葉、三

商工政務次官 木暮 武太夫 中野、桃園、一四

商工次官 村瀬 直 養 本郷、駒込林、一九六

商工參與官 佐藤 謙之輔 日本橋、茅場、二ノ一一小甚旅館

遞信次官 小野 猛 本郷、西片町十ノ(イ)ノ四六

鐵道次官 喜安 健次郎 品川、大井鹿島三〇五一

拓務次官 萩原 彦 三 牛込、市谷仲町、三七

貴族院議員 公島 津 忠 重 品川、五反田、六ノ二三四

同 伯兒 玉 秀 雄 牛込、市谷樂王寺、三〇

貴族院議員 橋本 圭三郎 淀橋、西大久保、二ノ三五三

同 有吉 忠 二 澁谷、代々木大山一〇五〇

貴族院議員 子八 條 隆 正 世田ヶ谷、赤堤、二ノ五九七
 同 男矢 吹 省 三 澁谷、南平臺、四六
 衆議院議員 大口 喜 六 小石川、小日向臺、二ノ一六
 同 川崎 克 品川、下大崎、一ノ九四
 同 青木 精 一 淀橋、柏木、五ノ一〇三八
 同 中島 彌 圓次 本郷、向ヶ岡彌生、三
 同 前田 房之助 赤坂、新、三ノ三九
 同 田邊 七 六 日黒、上目黒一ノ一九
 同 小笠原 三九郎 豊島、池袋、三ノ一五五七
 同 河上 丈太郎 芝、新橋、五ノ一八
 從四位勳三等 土方 成 美 麴町、三番、六ノ一七
 正三位勳三等 子大河内 正 敏 下谷、谷中清水、一
 津田 信 吾 兵庫、武庫、精道村芦屋平田、四二〇ノ八

正三位勳三等 石黒 忠 篤 牛込、揚場、一七
 從三位勳二等 津島 壽 一 麴町、下二番、六二
 同 平生 夙三郎 小石川、小日向臺二ノ一八
 勳三等 門野 重九郎 赤坂、新坂、五一
 從六位 八代 則 彦 兵庫、武庫、住吉村觀音林
 寶來 市 松 四谷、三光、四五
 森 直 禎 澁谷、代々木初臺、四六七四
 森 廣 藏 麴町、紀尾井、六
 芝、高輪南、四七

臨時委員

高橋 龜 吉 赤坂、青山南、五ノ三七
 今村 幸 男 西宮市、南郷、三五
 金原 賢之助 世田ヶ谷、玉川奥澤、二ノ五三一
 外務次官 堀内 謙 介 目黒、下目黒、四ノ八五一

幹事

從四位勳三等 成瀬 達 麴町、三番、九ノ六

内閣書記官 佐藤 朝生 中野區千光前町二四

企畫院部長 東 榮二 品川、五反田、六ノ一九一

同 原口 武夫 牛込、納戸、二五

外務省通商局長 松嶋 鹿夫 品川、五反田、六ノ一九一

内務省地方局長 坂 千秋 牛込、藥王寺、四五

大藏省理財局長 關原 忠三 小石川、大塚仲、四一

大藏省銀行局長 入間野 武雄 本郷、駒込曙、一一

銀行検査官 湯本 武雄 品川、大井金子、五八六一

預金部資金局長 廣瀬 豊作 澁谷、神山、一一四

陸軍中將 山脇 正隆 世田ヶ谷、代田、二ノ九六八ノ二九號

海軍少將 井上 成美 澁谷、幡ヶ谷本町、一ノ四五

農林省經濟更生部長 小平 權一 淀橋、下落合、三ノ一三七九

商工省商務局長 新倉 利廣 瀧野川、西ヶ原、六四

商工省工務局長 小島 新一 澁谷、鉢山、二四

商工省鑛山局長 小金 義照 澁谷、原、九

燃料局事務官 立花 俊一 澁谷、松濤、二一

逓信省經理局長 手島 榮 芝、芝公園十三號ノ四

鐵道監察官 坂口 忠次 牛込、佐内、二九

拓務省殖産局長 植場 鐵三 豊島、長崎東、二ノ七〇七

書記

内閣屬 中江 直二 内閣官房總務課

大藏屬 田邊 是 大藏省理財局金融課

銀行検査官補 中川 國雄 大藏省銀行局調査課

大藏技手 小川 知可良 大藏省理財局金融課

商工技手 本吉 正敏 商工省工務局工政課

昭和十三年一月

昭和十二年臨時資金調整法施行狀況

臨時資金調整委員會

昭和十二年臨時資金調整法施行狀況

- 一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關
- 二 事業設備資金ノ調整標準別貸付狀況
- 三 事業設備資金ノ事業別貸出狀況
- 四 調整法第四條ニ基ク申請事項取扱件數及金額
 - (1) 總取扱件數並ニ金額
 - (2) 認可又ハ許可セル件數並ニ金額
 - (3) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額
- 五 臨時資金調整法第四條ニ依リ認、許可アリタル事業資金ノ差種別
- 六 臨時資金審査委員會審議狀況

(一) 會議

(二) 審査委員會附議決定件數

- (1) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項
- (2) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項

一 二 三 四 四 五 七 八 八 八 九

金融機關ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ認、許可及
他官廳ノ協議ニ同意セル事業設備資金額

一〇

E-0124



資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關（昭和十二年十二月末現在）

金融機關別	總數		内自治的調整ヲ行フモノ		自治的資金調整團體	摘要
	千圓	百圓	千圓	百圓		
特別銀行	六	六	六	六	ナシ	
農工銀行	六	六	六	六	農工銀行同盟會	
産業組合中央金庫及信用組合聯合會	八	八	八	八	産業組合金融統制團	
商工組合中央金庫	一	一	一	一	ナシ	
普通銀行	三三	三三	三三	三三	地方資金自治調整銀行團	日本銀行本支店管轄區域別ニ組織サル（十七地方）
外國銀行内地支店	一六	一六	一六	一六	全國貯蓄銀行協會	
貯蓄銀行	七	七	七	七	信託協會	
信託會社	二九	二九	二九	二九	資金自治調整證券團	業者總數不明ニ付自治的調整ヲ爲スモノノミヲ摘グダリ
證券引受業者	五	五	五	五	生命保險會社協會	
生命保險會社	三三	三三	三三	三三	大日本火災保險協會	
損害保險會社	四八	四八	四八	四八		
計	一八八	一八八	一八八	一八八		

事業設備資金ノ調整標準別貸付狀況（自昭和十二年一月一日起至十二月三十一日）

金融機關別	甲類		乙類		丙類	合計
	イ	ロ	イ	ロ		
銀行	117,411,000,000	117,411,000,000	117,411,000,000	117,411,000,000	117,411,000,000	117,411,000,000
信託會社	11,111,000,000	11,111,000,000	11,111,000,000	11,111,000,000	11,111,000,000	11,111,000,000
産業組合中央金庫及信用組合聯合會	0	0	0	0	0	0
商工組合中央金庫	0	0	0	0	0	0
保險會社	1,111,000,000	1,111,000,000	1,111,000,000	1,111,000,000	1,111,000,000	1,111,000,000
計	129,633,000,000	129,633,000,000	129,633,000,000	129,633,000,000	129,633,000,000	129,633,000,000

單位千圓

（備考）甲類ロ中ニハ滿鐵ニ對スル貸付三千萬圓ヲ含ム

三、專業設備資金ノ專業別貸付状況

自昭一三、九二七
至昭一三、三三一

單位千圓

專業別	銀行	信託會社	產組中金 及信組聯合	商工組合 中央金庫	保險會社	計
鐵業	二八〇三	三三三一				三二三四
工業	一四四四	二四〇九				三八五三
農林業	四		八			一二
水産業	四三〇					四三〇
交通業	四〇一一	一三二〇				五三三一
商業	四四〇	四四〇				八八〇
雜業	四三	一三三				一七六
其他ノ專業及施設	一〇一	四〇				一四一
合計	三三三三	三三三三	三三三	三三三	三三三	三三三三

(備考) 交通業ノ中ニハ、鐵道ニ對スル貸付三千萬圓ヲ含ム

三

四、請發法第四條ニ基ク申請事項取扱件數及金額

(昭和十二年十二月末迄)

イ) 總取扱件數並ニ金額

申請事項	件數	金額
自己資金等ニ依ル專業設備 (第二項第二號關係)	六五三	八八〇、二七圓
株金拂込催告	一六六	一五五、八四六
資本増加	九二	四五、三三六
會社設立	六六	二五、二六五
會社合併	一〇	五七、七九六
目的變更	二五	
合計	一、〇一一	

ロ) 認可又ハ許可セラル件數並ニ金額

申請事項	件數	金額
自己資金等ニ依ル專業設備 (第二項第二號關係)	六三五	八五九、三三〇千圓

四

以不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

株金拂込	一六六	一五五八四六
資本増加	九一	四五、三三六
會社設立	六四	二三六六五
會社合併	一〇	五七七九六
目的變更	二五	
合計	九九一	

申請專項件數金額

自己資金等ニ依ル事業設備 (第一項第一號關係)	一八	二〇、八九七
資本増加	一	一、〇〇〇
會社設立	二	一六、〇〇〇
合計	二一	

(備考)
右(イ)ノ外申請書ヲ取下ゲタルモノ、當初提出申請ノ計彙ヲ縮少セシメタルモノ左ノ如シ

專項別	件數	縮少シタル金額
計彙ヲ縮少セシメタルモノ	三一	五七、六七五
申請書取下又ハ計彙取止メノモノ	一七	一九、二五〇
合計	六八	七六、九二五

五臨時資金調整法第四條ニ依リ認、許可アリタル事業
資金ノ業態別並ニ事業標準別

(單位千圓)

事業標準別	甲類		乙類		丙類		合計
	イ	ロ	イ	ロ	ハ	計	
鐵業	KIRIR	KDKIR	KR	0	KR	0	KIRIR
工業	INDUSTRY	INDUSTRY	INDUSTRY	INDUSTRY	INDUSTRY	INDUSTRY	INDUSTRY
農林業	AGRICULTURE	AGRICULTURE	AGRICULTURE	AGRICULTURE	AGRICULTURE	AGRICULTURE	AGRICULTURE
水産業	AQUACULTURE	AQUACULTURE	AQUACULTURE	AQUACULTURE	AQUACULTURE	AQUACULTURE	AQUACULTURE
交通業	TRANSPORT	TRANSPORT	TRANSPORT	TRANSPORT	TRANSPORT	TRANSPORT	TRANSPORT
商業	COMMERCE	COMMERCE	COMMERCE	COMMERCE	COMMERCE	COMMERCE	COMMERCE
雜業	MISCELLANEOUS	MISCELLANEOUS	MISCELLANEOUS	MISCELLANEOUS	MISCELLANEOUS	MISCELLANEOUS	MISCELLANEOUS
其他ノ事業及施設	OTHER	OTHER	OTHER	OTHER	OTHER	OTHER	OTHER
總計	51200	12000	12000	12000	12000	12000	51200

六臨時資金審査委員會審議狀況 (昭和十二年十二月末迄)

- (一) 會 議 二十五回
- (二) 審査委員會付議決定件數
- (1) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項
- (2) 認可又ハ許可ノ件數及金額

申請事項別	件數	金額千圓
自己資金等ニ依ル事業施設 (第二項第二號關係)	三七三	六九二二六二
株金拂込催告	六五	一〇三三九〇
資本増加	五六	四〇五四二一
會社設立	二二	一六四二二〇
會社合併	二六	四八二九六
會社合變更	二	
目的變更	二	
計	五二四	

何不認可又ハ不許可ノ件數及金額

申請事項別		件数	金額
自己資金等ニ依ル	事業設備		
(第一項第一號關係)			
資本増加	設立	一	一〇〇〇〇
計		二	一六〇〇〇
(2) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項			
(1) 同意セルモノノ件数及金額			
銀行	件数	金額	
(内特別銀行)	四八	一〇三、五〇〇	
信託會社	(二三)	(五七、九八〇)	
保險會社	五	一、二六七〇	
計	五八	四四、五九	
(4) 同意セザリシモノノ件数及金額			
計	五八	一二〇、六二九	
ナシ			
九			

業態別	金融機關ノ貸付 タルモノ	調整法第四條ニ 依リ認許可シ タルモノ	他官廳ヨリノ協 議ニ同意セルモノ	合計
工 業	三二、五五四	六三、五五八	三一四	九六、四二六
農 業	一六二、五六四	六四二、一四八	六七五、八八	八七三、三〇〇
農 林	一一九	〇	〇	一一九
水 産	三、八二〇	七〇三八	〇	一〇、八五八
交 通	五九、二七一	一七、七八九二	三、二八〇	二四〇、四四三
商 業	七〇、三〇	四七、三三八	〇	五四、三六八
雜 業	三、八二八	一、八四〇	〇	一、五六八
其他ノ專業及施設	一〇、四七〇	四、五〇	〇	一〇、九二〇
合 計	二七九、六五九	九五〇、二六四	七、一八二	一、三〇一、一〇五

七 金融機關ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ許、認可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル專業設備資金額

(單位千圓)

第三工業

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準中改正ノ件

昭和十三年一月臨時資金調整委員會

部門	業別	細目別	甲			備考
			イ	ロ	ハ	
紡織工業	(三) 人造纖維製造業	(1) 大豆カゼイン 又ハ牛乳カゼイン 原料ト スル人造纖維				
	(四) ノニ再生羊毛製造業	(2) 其ノ他		×		
			○		○	
					○	

部門	業別	細目別	甲			備考
			イ	ロ	ハ	
化学工業	(七) シヤールンダ業	(1) 製紙用フェルト (2) 其ノ他				
	(五) 紡績業	(5) 人造纖維				
	(七) 織物業	(2) 人造纖維織物 (交織物ヲ含ム)		×		
		(4) 毛織物 (交織物ヲ含ム)				
		(1) 製紙用フェルト	○			
		(2) 其ノ他			○	
					○	
					○	

E-0124

機械器具 工業	(四) 電気機 械器具製造 業 (二十二) 時 計製造業 (三十四) 車 輛(部分品 及附屬品ヲ 含ム) 製造 業 (六) セマン ト製品製造 業	(1) 家庭用電気器 具 (2) 其ノ他 (2) 自動車 (1) 小型自動車 (四) 其ノ他 (1) セメント柱及 管 (2) 其ノ他	○ ○
六化學工業 九食品工業	(二) 工業薬 品製造業 (四) 人造コ ム及再生コ ム製造業 (二十八) 寫 眞用フイル ム乾板及感 光紙製造業 (三十一) ノニ 撮製業 (十四) 製氷 及冷凍業	(5) ソーダ灰 (4) 苛性ソーダ (14) カーバイド (1) 醫療寫眞用フ イルム 航空寫眞用フ イルム (2) 其ノ他	○ × ○ ○ × × ○ ○ ○ ○ × ○ × × ス別ノ地模ニノ漁 コノニニノ於モ業 ト取付於モケノ組 扱テケノル合 ヲハル及小漁經 ナ特モ外規港營

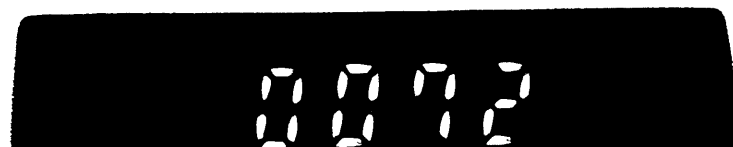
E-0124

第三 農林業

農林業	部門	
	業別	細目別
(三) 雑農業	(2) 苧麻、亞麻及大麻	イ
		ロ
○	イ	甲
		乙
	ロ	
	ハ	
	丙	
	備考	

(註) ×印ハ改正前ノ事業資金調整標準ヲ示スモノトス

E-0124



昭和十三年二月 臨時資金調整委員會

「臨時資金調整法ニ基ク事業資金^{調整}標準中改正ニ關スル件」理由書

一 紡織工業中(三)人造纖維製造業ヲ(1)大豆カゼイン又ハ牛乳カゼインヲ原料トスル人造纖維(2)其ノ他ニ分チ(1)ノ事業標準ヲ乙ノ(2)ノ事業標準ヲ乙ノハトス

理由、臨時資金調整法施行當時ニ於テハ棉花及羊毛ノ代用品タル人造纖維ノ生産力ヲ擴充センガタメ其ノ事業標準ヲ乙ノイトシタルガ同法施行後同法ニ依リ許可セラレタルステール・ファイバー製造設備ノ新、増設及人絹製造設備ノステール・ファイバー製造設備ヘノ轉換ハ相當ノ數量ニ達シ現在毛及棉製品ニ對シテステール・ファイバーノ強制混用行ハレステール・ファイバーノ需要増加ノ傾向ニアルモ

最近ノステール・ファイバー製造設備ノ増加ハ寧ロ需要ノ増加ヲ超過スルノ趨勢ニ在リ他方ステール・ファイバー原料タル人絹用バルブハ大部分之ヲ輸入ニ俟チ人絹用バルブノ國內増産ヲ見ムモ國際收支狀況ノ逼迫セル現在原料ノ點ニテ相當大ナル制約ヲ受クルコトヲ免レズ從ツテ此ノ際一般ノ人造纖維ハ事業標準ヲ乙ノハニ下ゲ最近漸ク試験時代ヲ去リシ新興産業ニシテ其ノ原料ヲ日滿以外ニ求ムルコトヲ要セザル大豆又ハ牛乳カゼインヲ原料トスル人造纖維ヲ別ニ掲ゲテ其ノ事業標準ヲ乙ノ(2)トナサントスルモノナリ

二 紡織工業中(四)ノニトシテ再生羊毛製造業ヲ掲ゲテ其ノ事業標準ヲ乙ノ(2)トス

理由、最近爲替對策上羊毛ノ輸入制限セラルルニ伴ヒ毛絲屑、毛襪樓及裁屑等ヲ極力回收シ之ヲ再生シテ羊毛代用トスルコトハ極メテ緊要トナリタルガ従前ノ事業資金調整標準ニハ再生羊毛製造業ヲ欠キタルタメ今回之ヲ挿入シ其ノ事業標準ヲ乙ノ目トナサントスルモノナリ

三、(五)紡績業中(5)人造纖維ヲ特記シ其ノ事業標準丙トス、之ニ伴ヒ(5)其ノ他ヲ(6)其ノ他トス

理由、従前モ(五)紡績業(5)其ノ他ニ屬シ事業標準丙ナリシモノナルモ之ヲ特記シテ事業標準丙ナルコトヲ明ニセントスルモノナリ

四、(七)織物業中(2)人造纖維織物(交織物ヲ含ム)ノ事業標準ヲ乙ノ目ヨリ丙ニ引キ下グ

理由、前記人造纖維製造業並ニ人造纖維紡績業ト同様生産設備最早充分トナリタルタメナリ

五、(七)織物業中(4)毛織物ヲ(1)製紙用ヲエルト(4)其ノ他ニ分チ(1)ノ事業標準ヲ乙ノ目(2)ヲ丙トス

理由、製紙用ヲエルトハ從來パルプ製造用機械器具(乙ノイ)又ハ製紙用機械器具(乙ノハ)ニ準ジテ取扱タルモ本來毛織物ニ屬スルタメ之ヲ(4)毛織物中ニ屬セシメ且ツ輸入防遏及國際收支改善ノ意味ニ於テ之ヲ一般毛織物トハ區別シテ其ノ事業標準ヲ乙ノ目トナサントスルモノナリ

六、金屬工業中ニ(七)シャーリング業ヲ追加シ其ノ事業標準ヲ乙ノ目

トス

理由、鐵板等ヲ所要ノ~~寸法ニ裁斷スルコトノミヲ~~專業トスル
シヤ、^{資金調整}リリシダ業ニ關シテハ從然事業標準中其ノ業種ノ記載ナク其ノ缺
陥ヲ補ハンガタメ新ニ金屬工業中ニ追加シ其ノ事業標準ヲ乙ノ目トナ
サントスルモノナリ

七 機械器具工業中電氣機械器具製造業ヲ從前(1)發電機、電動機、變壓
機(2)電池(3)家庭用電氣器具(4)其ノ他ノ四種ニ分チタルヲ(1)家庭用電氣器
具(2)其ノ他ニ分チ(3)ノ事業標準ヲ丙(2)ノ事業標準ヲ乙ノハトス
理由、從前ノ事業資金調整標準ニ於テハ(1)發電機、電動機、變壓器並
ニ(2)電池ノミガ乙ノイニシテ其ノ他ノ電氣機械器具ハ乙ノハナリシガ

(4)其ノ他ニ屬スルモノノ中ニモ電氣事業ノ擴充上重要ナル機械器具ア
ルタメ家庭用電氣器具ヲ丙トスル他ハ一括シテ乙ノイトナサントスル
モノナリ

八 (二十二) 時計製造業ノ事業標準ヲ丙ヨリ乙ノ四ニ引キ上グ
理由、時計中掛時計及置時計ハ輸出工業トシテ相當重キヲナシ、
他方懷中時計及腕時計ハ昭和十一年度ニ於テ四百萬圓程度ノ輸入
アリテ國際收支ノ改善及輸入防遏ノタメ本事業ノ振興ヲ圖ルノ要
アルノ他時計製造業ハ精密機械工業トシテ軍需品ノ生産ト極メ
テ密接ナル關聯アルニ依ル

九 (三十四) 車輛製造業中(2)自動車ヲ(1)小型自動車及(4)其ノ他ニ
分チ(1)ノ事業標準ヲ丙トシ(4)ヲ甲ノイトス
理由、政府ハ現在國防上重要ナル意義ヲ有スル大型貨物車及乗用
車ノ生産力ノ急速ナル擴充ヲ目標トシテ我國自動車工業ノ確立ニ

努メツツアルガ從來各種ノ事情ニ依リ小型自動車ノ製造ハ寧ロ大
型自動車ヲ凌イデ發達シタリ最近時局ニ關聯シテ自動車製造用諸
材料ノ取得困難トナリテ爲ニ大型車ノ生産能力稍々低下ノ傾向ヲ
示シ此ノ際小型自動車ノ生産ハ之ヲ極力制限シ以テ大型車ノ増産
ヲ圖ル必要アリ從ツテ今回自動車ヲ分チ小型自動車及其ノ他トシ
小型自動車製造ノ事業標準ヲ丙トシ其他ノ大型車ハ從前通り甲ノ
イトナサントスルモノナリ

十 窯業中(六)セメント製品製造業(1)セメント柱ラセメント柱及
管ト改ム

理由、最近時局ニ關聯シ極力鐵材消費ノ節約ヲ行ハザルベカラザル
ニ至リシヲ以テ鐵管ノ代用品トシテ其ノ生産ヲ發展セシムベク今回
セメント柱ト共ニ事業標準ヲ乙ノイトシテ取扱ハントスルモノナリ

十一、化學工業中(二)工業藥品製造業(3)ソルグ灰及(4)苛性ソーダノ
事業標準ヲ乙ノイヨリ乙ノロニ引キ下グ

理由、ソルグ灰及苛性ソーダハ各種ノ化學工業ノ基礎原料若ハ補助
原料トシテ重要ナル地位ヲ占ムルモノナルガ殊ニ最近ニ於テハスウ
プル・フアイバーノ増産ガ勸奨セララルニ伴ヒソーダ灰並ニ苛性ソ
ルグノ生産力擴充モ企圖セララルニ至リ從ツテ臨時資金調整法施行

當時ニ於テハ其ノ事業標準ヲ乙ノイニ置キタルガ同法施行後此等ノ
生産設備新設擴張計畫ニテ同法上ノ許可ヲ得タルモノ相當アリテ他
方ステソルグ・フアイバーノ増産ガ漸ク飽和點ニ達セントスルニ至リ
タルト相俟ツテ此等ノ計畫完成スルニ於テハ今後ノ需要ニ對シ一應
充分ニ供給シ得ル狀況トナレリ且又爲替對策上ソーダ灰、苛性ソー
ダノ原料タル工業鹽ノ輸入ガ今後益々制限セラレントスル傾向ニ在
ルコトニ鑑ミテ此ノ際ソーダ灰並ニ苛性ソーダノ事業標準ヲ共ニ乙
ノイヨリ乙ノロニ引キ下グルヲ妥當ナリト認メララルニ依ル

十二、工業藥品製造業(4)バイド事業標準ヲ乙ノハヨリ乙ノロニ引キ
上グ

理由、臨時資金調整法施行當時ニ於テハカークバイドノ生産設備ハ寧
ロ若干余裕アリテ其ノ事業標準ヲ乙ノハトシタルガ其後石灰窒素肥
料及熔接用カークバイドノ需要激増シ且ツ人造ゴム、合成ベンゾール、
合成アセトン、合成ブタノール、等新興重要産業タルアセレン誘
導体ノ製造等ガ漸次勃興セントスルニ至リ其ノ原料タルカークバイド
製造ニ付テモ却ツテ生産能力不十分ナルニ至ラントスルノ情況ト
ナリ殊ニ人造ゴム、合成ベンゾール事業ノ發達ハ此際特ニ緊要ニシ
テ其ノ原料タルカークバイドノ事業標準ヲ乙ノハニ置クハ妥當ヲ缺ク
ト認めラルルニ至レルヲ以テ乙ノ口ニ之ヲ引上ゲントスルモノナリ

十三、化學工業中(四)合成ゴム製造業ヲ人造ゴム及再生ゴム製造
業ト改ム

理由、合成ゴムヲ人造ゴムト改メタルハ人造ゴムノ名稱ヲ妥當ナ
リトスルタメニシテ再生ゴム製造業ヲ加ヘタルハ従前ノ事業資金
調整標準中ニハ爲替對策上最近護謨ノ輸入制限サレタルニ伴ヒ特
ニ其ノ生産設備ヲ擴張セシムルコトヲ必要トスル再生ゴム製造業
ヲ脱落シ居リタルタメニテ今回人造ゴム製造業ト同様事業標準ヲ
乙ノ口トシテ挿入セントスルモノナリ

十四、化學工業中寫眞用フィルム、乾板及感光紙製造業

- (1) 醫療寫眞用及航空寫眞用フィルム及(2) 其ノ他ニ分チ
- (1) 乙ノイトシ(2) 乙ノハトス

理由、寫眞用フィルム中重要部分ヲ占ムル等ヲ用フィルムハ從來相當大ナル需要アリタルニ對シ國産品トシテ殆ンド見ルベキモノ無ク昭和九年以來商工省ニ於テ製造獎勵金ヲ下付シテ極力國産品ノ發達促進ニ努メ臨時資金調整法施行當時ニ於テ陽燻用フィルムハ需要ノ大部分ニ對シ國産品ヲ以テ自給シ得ルニ至リシモ陰燻用、録音用フィルムニ於テハ尙甚ダ不充分ナルモノアリ從ツテ專業標準ニ關シテモ之ヲ乙ノイニ置キタルガ其ノ後輸入制限ニ伴ヒ外國製品ノ輸入困難トナルニ至リタルニ乘ジ短期間ニ技術上ノ進歩及増産ガ行ハレ最近ニ於テハ陽燻用ノミナラス陰燻用ノ等々マフィルムモ殆ンド全部ヲ國産品ヲ以テ自給スル能力ヲ具備スルニ至リ普通寫眞機用フィルムフィルム、パツタフィルム、乾板、印

等ノ製造モ之ニ伴ヒ充分發達シ最近ニ於テハ全ク輸入ヲ要セザル狀況トナレリ、但シエツキス線寫眞用及航空寫眞用フィルムノ製造技術ニ於テハ尙未ダ研究ノ餘地アルヲ以テ醫療寫眞用及航空寫眞用フィルムニ付テハ其ノ專業標準ヲ乙ノイニ据置キ其他ニ付テハ其ノ專業標準ヲ乙ノイヨリ乙ノハニ引キ下グルヲ適當ト認メタルニ依ル

十五化學工業中(三十一)ノ二トシテ擬革製造業ヲ加ヘ其ノ專業標準ヲ乙ノイトス

理由、最近時局ニ關聯シテ皮革ノ大部分ハ軍需ニ使用セラレ一方國際收支對策上皮革類ノ輸入ハ制限セララルル状態ニ在リテ重要代用品タル擬革ノ製造業ハ特ニ掲記シテ專業標準上相當優位ニ置ク

必要ナリト認メタルニ依ル

十六 九 食料品工業中（十四）製氷及冷凍業ノ事業標準ヲ丙ヨリ乙ノ回ニ引キ上グ

理由、現下ノ時局ニ際シテ食料品ノ確保ハ緊急ノ問題ナルガ食料品ノ大部分ハ季節的生産ニ屬シ之ガ需給關係ヲ圓滑ナラシムルニハ冷凍ニ依ル貯蔵又ハ輸送ニ依ル他ナク且又水ハ漁業經營ノ必需品ニシテ本邦製氷高ノ七割ハ漁業用トシテ使用セラレツツアリ然ルニ現在漁業用水ノ供給ハ圓滑ヲ缺キ價格モ又極メテ高價ナリ依ツテ之ガ資金調達ヲ緩和シ銃後漁家經濟ノ改善ヲ圖ルト共ニ事變下ニ於ケル水産食料品ノ確保ニ資シ且ツ軍需食料品ノ輸送ヲ圓滑ナラシムルノ必要アリ從ツテ製氷及冷凍業ノ事業標準ヲ丙ヨリ乙

ノ回ニ引キ上ゲントスルモノナリ

尙朝鮮、台灣等外地ニ於テハ製氷及冷凍業ノ事業標準ハ乙ノイナ
リ

十七 第三、農林業 一、農林業 (三) 雜農業中 (2) 亞麻ヲ (2) 苧麻、亞麻
及大麻ト改ム

理由、従前苧麻及大麻ハ雜農業中 (5) 其ノ他中ニ含マレ乙ノ回トシ
テ取扱ハレタルガ苧麻及大麻ハ亞麻ト共ニ最近時局關係ニ依リ軍
需品トシテ消費額著シク増大セルニ不拘苧麻ハ支那ヨリノ輸入杜
絶スル等原料難ニ苦シミツツアリテ農林省ハ昭和十三年度豫算ニ
於テ苧麻ニ關シ亞麻ト共ニ之ガ増殖獎勵ニ努ムベク特ニ農産資源

開發ニ關スル經費中ニ相當額ヲ計上シ又大麻ニ付テハ地方廳ニ於
テ之ガ増産計畫ヲ進メツツアルモノ不勘依ツテ昭和十三年度ニ於
テ苧麻、大麻等ノ耕種其ノ他ニ關シ相當擴張資金ノ必要アル見込
ニシテ從ツテ今回苧麻及大麻ヲ亞麻ト同様乙ノイニ引上ゲントス
ルモノナリ

尙植民地 (臺灣) 外地ニ於ケル苧麻、黃麻ノ事業標準ハ乙ノイナ
リ

事業資金調整標準ニ關スル件 (昭和十二年九月二十一日
臨時資金調整委員會審議決定)

一、臨時資金調整法ニ依リ

- (イ) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金ノ貸付
- (ロ) 社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱
- (ハ) 會社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更
- (ニ) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴収
- (ホ) 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ爲
ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良
- (ヘ) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ爲ス社債ノ募集
ニ關シテ政府ガ許可又ハ認可ヲ爲ス場合ノ標準並ニ金融機關又ハ證

券引受業者ガ前條(イ)及(ロ)ニ付テ自治的調整ヲ爲ス場合ノ標準ハ差當
リ別冊事業資金調整標準ニ依ルモノトス

二、別冊事業資金調整標準ハ

- (1) 準備トノ關係
- (2) 國際収支改善トノ關係
- (3) 現在ノ生産能力具ノ他ノ事情
ヲ指ヘ各種事業ヲ

甲 準備ニ直接關係アル營業及之ト密接ナル關係ニ在ル基礎産業
ニシテ現在事業設備不足シ又ハ時局ノ關係上需要激増シ其ノ結
果事業設備ノ不足ヲ來スベシト豫想セラレ從ツテ事業設備ノ新

設、擴張又ハ改良ヲ必要トスルモノ

乙 甲及丙ニ屬セザル産業又ハ事業ニシテ場合ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲ス必要アルモノ

丙 生産力過剰ナル産業、奢侈品其ノ他當面國家全般ノ見地ヨリ見テ必要ノ厚薄キ物品ニ關スル産業ハ勿論此ノ除トシテ差控アルモ已ムヲ得ザル事業ニシテ差當リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スヲ適當ナラズト認ムルモノ

ノ三種ニ大別シ更ニ各種別ノ中ニ於テ各事業ノ性質ニ應ジ甲ヲ二段階乙ヲ三段階ニ區別シタルモノトス

三 金融機關及證券引受業者ノ自治的資金調整ハ左記ニ依ルモノトス

(1) 事業ノ運轉資金ノ貸付ニ付テハ從來ノ通取扱ヒテ差支ヘナキコト

(2) 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ノ資金ノ貸付及社債ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ハ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用シテ之ヲ取扱フコト但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ各自ノ任意ニ取扱ヒテ差支ヘナキコト

(一) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス

(二) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ

A、(イ)ニ、スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ヘナキコト一件ノ金額五十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
B、(ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ貸付等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ヘナキコト但シ此ノ場合日本銀行支店ニ於テ疑義アルトキハ本店ト打合スベキコト

0、(イ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體貸付等ヲ差控フルヲ可トスルモ之ヲ爲スヲ必キト認ムル事情アル場合ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合ハスベキコト

(三)別冊專業資金調整標準中丙類ニ屬スル專業ニ關スルモノニ付テハ貸付等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ之ヲ臨時資金審査委員會ノ議ニ附シテ決定スルコト

(四)別冊專業資金調整標準中乙ノ(イ)及ビ丙ニ屬スル專業ニ關スルモノニ付テモ專業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良又ハ店舗、工場、事務所等ノ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良並ニ災害ニ依ル設備ノ修繕ニ付テハ同標準ノ分限ニ拘

ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト但シ一併ノ金額十萬圓ヲ超ユル貸付
ニ付テハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト

(四) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付
スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業
ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ別冊事業資金調整標準ノ分類
ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ
付テハ該融通資金ニ付亦同様トスルコト

(六) 外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ
付テ特殊ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルト
キハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト

此ノ場合日本銀行支店ハ本店ト打合ハスベキコト
日本銀行ハ

(一) 官社ノ設立、資本増加、合併又ハ目的變更

(二) 第二回以後ノ株金ノ拂込徴収

(三) 株金ノ拂込、配當ノ募集又ハ金種機軸ヨリノ借入ニ依ラズシテ爲
ス募集設備ノ新設、擴張又ハ改良

(四) 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サンメズシテ請ス社債ノ募集
又ハ

(五) 自治的調整ヲ爲ササル等種機軸又ハ證券引受業者ノ貸付若ハ社債
ノ募集、引受若ハ募集ノ取扱

ニ付テ別冊事業資金調整標準ヲ次ノ方針ニ依リ具體的ノ場合ニ適用
シ認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スモノトス

(1) 別冊事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ付テハ國際收支ニ及
ボス直接ノ影響等ノ上ニ於テ特ニ支障アリト認メタルトキノ外ハ
認可又ハ許可ノ手續ヲ爲スコト事業ノ重要ナルモノ及不許可又ハ
不認可ノ處分ヲ爲スモノニ付テハ臨時資金審査委員會ノ議ニ附ス
ベキコト

(2) 別冊事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ付テハ重需トノ關係、
國際收支改善トノ關係、資金ノ狀況當該事業ノ所費資材ノ供給狀
況等ヲ勘察シ適當ト認メタルトキニ限り認可又ハ許可ノ手續ヲ爲
ス

スコト並ニ重需ナルモノニ付テハ臨時資金審査委員會ニ附議ス
ベキコト

(3) 別冊事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ付テハ特別ノ事情ア
リ且ツ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經タルモノノ外認可又ハ許可ヲ
爲サザルコト

(4) 以上ノ外三ノ(2)ノ(4)、(5)、(6)、ヲ準用スルコト

五 政府ハ資金調整上必要アリト認ムルトキハ各種金融機關、證券引受
業者、自治的調整ノ中心機關又ハ日本銀行ニ對シ本標準ノ適用ニ付
テ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

六 本標準ハ差當リ適用スベキモノニシテ今後ノ情勢ノ變化ニ依ルモノ
ハ勿論續續研究ノ結果ニ依リ隨時之ヲ變更スルモノトス

大藏省理財局編纂

臨時資金調整法令

(附 事業資金調整標準)

臨時資金調整委員會

E-0124



目次

○臨時資金調整法(昭和十二年九月十日)	一頁
○臨時資金調整法(法律第八十六號)	五
○臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件(昭和十二年九月十四日)	七
○同 上(勅令第五百二十六號)	九
○臨時資金調整法施行令(昭和十二年九月二十五日)	九
○臨時資金調整法施行細則(昭和十二年九月二十五日)	九
○自治的資金調整標準(昭和十二年九月)	三三
○臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準(昭和十二年九月)	三三
第一、鑛業	二五
第二、工業	二九
第三、農林業	六五
第四、水産業	六七
第五、交通業	六九
第六、商業	七一
第七、雜業	七三
第八、其ノ他ノ事業及施設	七七

臨時資金調整法

(昭和十二年九月十七日法律第八十六號)

第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ供給ノ適合ニ資スル爲メ國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二條 銀行、信託會社、保險會社、產業組合、中央金庫、商工組合、中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ニ稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受タベシ金融機關ニ非ズモ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントストキ亦同シ

第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得

第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同シ

第五條 命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受タベシ
一 第二次以後ノ株金ヲ拂込ヲ爲サントストキ
二 株金ヲ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリ借入ニ依リテ命令ノ定ムル限度ヲ超スル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントストキ
三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントストキ

第六條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス
第七條 第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

臨時資金調整法

臨時資金調整法

二

第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得
日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲メ債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セス
政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂
ヲ保證スルコトヲ得

第七條 金資金ハ金資特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業債券ニ運用スルコトヲ得
第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其
ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ株金金額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得
第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ
費用ニ充ツル爲メ商法第二百條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ
二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ヲ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

第十條 第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ擔保附社債信託法ニ依ル物上擔保ヲ附スルコトヲ要ス
第十一條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及
會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
第十二條 政府ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十三條 臨時資金審査委員會ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十四條 貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム
前項ノ割増金ハ主務大臣ノ定ムル價格ニ依リ國債證券ヲ以テ交付スルコトヲ得

第十五條 復與貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及第八條並ニ日本興業銀行法第三十五條ノ二、第三十
五條ノ三、第四十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲メ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ
係者ヨリ報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項
二 有價證券ニ關スル事項
三 國際收支ニ關スル事項
四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第一條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲シタル者
二 第四條第二項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ株金拂込ノ催告、設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ社債ノ募集ヲ爲シ
タル者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
二 第十六條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ檢査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シタル者
三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スベキ許可又ハ認可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ
タル者

第十九條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反
ノ行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條 當該官吏、委員若ハ第五條第三項ニ規定スル日本銀行職員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行ニ關シ
知得タル法人又ハ人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

臨時資金調整法

三

臨時資金調整法

第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ第十四條及第十五條ヲ除キ支那事變終了後一年内ニ之ヲ廢止スルモノトス

第一條 臨時資金調整法ノ施行ニ關シテ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

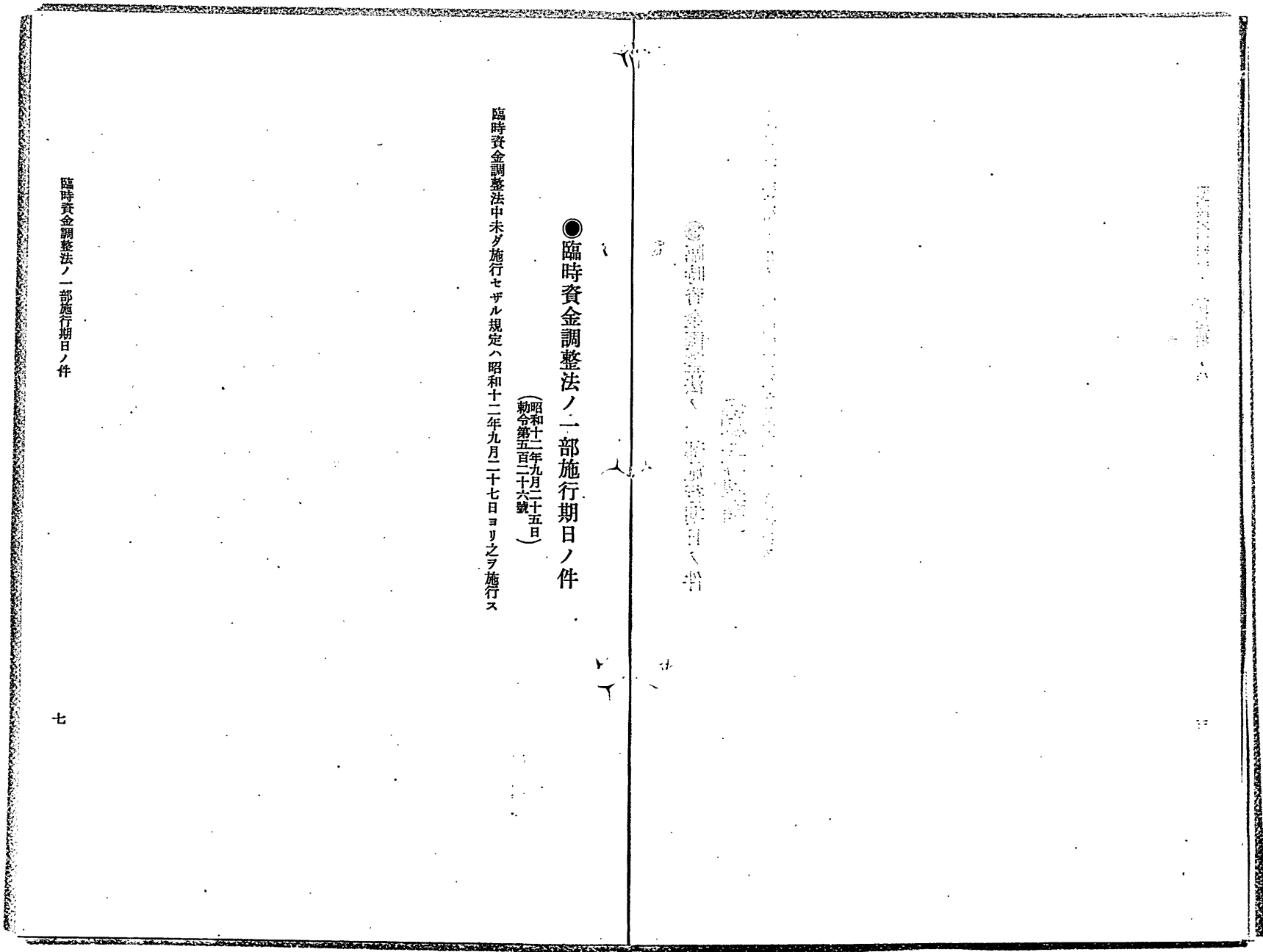
(昭和十二年九月十四日勅令第四百九十二號)

臨時資金調整法第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

E-0124





●臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十二年九月二十五日
勅令第五百二十六號)

臨時資金調整法中未ダ施行セザル規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法ノ一部施行期日ノ件

E-0124



●臨時資金調整法施行令

(昭和十二年九月二十五日
勅令第五百二十七號)

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル一口十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ貸付總額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ亘ル資金ノ貸付ヲ爲サントストキ亦同シ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ證券引受業者額面總額十萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同シ)ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントストキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲ストキ

二 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

三 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金(出資總額、株金總額、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同シ)五十萬圓以上ノ會社トス但シ左ノ各號ノニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベキ會社

行政官廳前項第二號又ハ第三號ニ掲グル會社ニ付認可、許可又ハ免許ヲ爲サントストキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ

臨時資金調整法施行令



臨時資金調整法施行令

10

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲
グルモノトス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ
一 資本五十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更
二 資本増加又ハ合併ニ因リ資本五十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又ハ合併
行政官廳前項但書ノ認可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金五
十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官
廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ
行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又ハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベ
シ

臨時資金調整法第四條第二項第二號ノ限度ハ十萬圓トス

第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項
ハ大藏大臣商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依リ保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株
金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得

- 一 航空機製造事業
- 二 金屬工機製造事業
- 三 兵器及兵器部分品製造事業
- 四 鋼船製造事業
- 五 製鐵事業
- 六 産金事業
- 七 石炭鑛業

八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業

第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯スベシ

第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工
組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合
會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商
工大臣トス

大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ
第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附則

本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

臨時資金調整法施行令

11

●臨時資金調整法施行細則

(昭和十二年九月二十五日
大藏 農林 商工省令)

- 第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定
主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許
可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲルベシ
- 第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ
タル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - 三 貸付ノ種類、時期及金額(數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額)
 - 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスト
キハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 申請書ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價額

臨時資金調整法施行細則

臨時資金調整法施行細則

- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第四條ノ金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價額
 - 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
 - 五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - 六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途
 - 七 資金ノ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
 - 二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第五條ノ臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントストキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 一 申請者ノ住所及氏名
 - 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本金額
 - 三 會社ノ目的タル事業ノ大要
 - 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由

臨時資金調整法施行細則

- 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 六 第一回ノ拂込ノ時期及金額
- 前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目録見書ヲ添付スベシ
 - 一 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ最終ガ前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ最終後更メテ前項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
 - 二 日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
 - 三 會社ノ住所及商號又ハ名稱
 - 四 會社ノ現在ノ資本金額
 - 五 第三回資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
 - 六 資本増加ノ方法
 - 七 資本増加ヲ必要トスル事由
 - 八 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途
 - 九 資本ノ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
 - 一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ原本
 - 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
 - 三 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
 - 四 新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ最終ガ資本増加ノ決議ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ最終後更メテ前項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
 - 五 第七條ノ臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントストキハ會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

臨時資金調整法施行細則

株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

第十七條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ用途

六 資金ノ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 社債申込證案及募集趣意書

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第十五條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株金全額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

四 資本増加ノ方法

第十五條 株金全額拂込前ノ資本増加ヲ必要トスル事由

六 資本増加ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書

第六條 第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集センストキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超ニル社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ場合ニ於テ擔保社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示

二 社債ノ利率ノ最高限度

三 社債ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

四 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議録又ハ之ニ準ズベキモノノ謄本

臨時資金調整法施行細則

- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 三 前ニ社債ヲ募集シタルトキ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關スル登記簿ノ抄本
- 四 信託證書
- 五 社債ニ付スル擔保物件ノ目録
- 六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目録ノ科目別ニ記載シタル書類
- 七 前號ニ最終ノ貸借対照表及損益計算書
- 八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目録見書
- 第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 事業設備ノ新設擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル額十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク以下同ノシテノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額十萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノニ該當スル場合ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 事業設備ノ新設擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル額十萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 二 事業設備ノ新設擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルル額十萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
- 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
- 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ

- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
 - ロ 借主ノ事業ノ種類
 - ハ 貸付ノ年月日
 - ニ 貸付ノ種類及金額
 - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
 - ヘ 貸付金ノ用途
- 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募割當ノ年月日
 - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 應募割當ノ年月日
 - ニ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價額
- 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
 - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
 - ハ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
 - ニ 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日
 - ホ 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ種類、數量及價額

臨時資金調整法施行細則

三三

主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依ル許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズル
 等トシテ得テ之ヲ行フ
 第十八條第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社
 ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣
 區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商
 工大臣トスル
 ハ附則ハ本令ニ依リ施行スルニ關シ必要ナル事項ニ關シテ之ヲ定ムル
 本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス

自治的資金調整準則

附 一一九

- 一、臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第一條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル金融機關又ハ證券引受業者ハ事業設備ノ新
 設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社
 ノ株式ヲ除ク)ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲スニ付別表事業資金調整標準ニ基キ左記ニ依リ之ヲ自治的ニ調整スル
 モノトス但シ一件ノ金額三萬圓未満ノモノニ付テハ任意ニ取扱ヒテ差支ナシ
- (1) 別表事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノ
 ハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス
- (2) 別表事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ事業ガ
 (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額五十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ナキコト一件
 ノ金額五十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲スコト
- (二) (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スコト適當ト認ムルモノニ付テ
 ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコト
- (三) (ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差支フルヲ可トスルモノ之ヲ爲スコト必要
 ナリ
- 二、別表事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差支
 フルコト但シ特別ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノトシ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
 (4) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及ヒ丙ニ屬スル事業ニ付テモ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ差支
 良宜ニ安全及保衛止シ現地ヨリ必要ナル改良又ハ改善ニ依リ設備ノ復舊ニ關スルモノハ本標準ノ分類ニ拘ラス特別ノ
 取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ金額十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (5) 地方公共團體ノ事業ニ國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交付スル事業ハ政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ
 自治的資金調整準則

自治的資金調整標準

自治的資金調整標準

政府の事業に進行する事業に付ては本標準ノ分類ニ拘ラス特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トスルニ付日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(6) 外地及滿洲ニ於ケル事業並ニ海外ニ於ケル事業ニ關スル事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ニ付特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認ムルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ附屬ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府ハ必要アリト認ムルトキハ金庫機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲルベシ

三 尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ハ運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ通り取扱ヒテ差支ナシ

備考 一 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

二 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

三 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

自治的資金調整標準

自治的資金調整標準

(1) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(2) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(3) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(4) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(5) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(6) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(7) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(8) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(9) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(10) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

(11) 自治的資金調整標準ニ關スル事項ハ本標準ニ規定スル所ニテハ日本銀行本部又ハ支店ニ附屬ナルロイ

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

第一 採掘業

部 門	業 別	細 目 別	甲			備 考
			イ	ロ	ハ	
採掘業	(一) 金屬鑛業 (1) 金鑛(砂金ヲ含ム)	(1) 金鑛	○	○	○	臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準
		(2) 銅鑛	○	○	○	
	(二) 石炭鑛業	(3) 石炭鑛	○	○	○	
		(4) 錫鑛(砂錫ヲ含ム)	○	○	○	
	(三) 非金屬鑛業	(5) アンチモン鑛	○	○	○	
		(6) 水銀鑛	○	○	○	
		(7) 亞鉛鑛	○	○	○	
		(8) 鐵鑛(砂鐵ヲ含ム)	○	○	○	
		(9) 硫化鐵鑛	○	○	○	
		(10) クロム鐵鑛	○	○	○	
		(11) マンガン鑛	○	○	○	

(昭二二九)

部	門	業	別	細目	別	甲	乙	丙	備考
		(一) 石油鑛業		(1) 煤					
		(二) 石炭鑛業		(2) 亞炭					
		(三) 石油鑛業		(3) 煤					
		(四) 其ノ他ノ鑛業		(4) 石					
		(一) 金鑛業		(1) 金					
		(二) 銀鑛業		(2) 銀					
		(三) 銅鑛業		(3) 銅					
		(四) 其ノ他ノ鑛業		(4) 其ノ他ノ金屬鑛					
		(一) 錫		(1) 錫					
		(二) 鉛		(2) 鉛					
		(三) 鋅		(3) 鋅					
		(四) 其ノ他ノ鑛業		(4) 其ノ他ノ金屬鑛					
		(一) 雲母		(1) 雲母					
		(二) 石棉		(2) 石棉					
		(三) 石膏		(3) 石膏					
		(四) 其ノ他ノ鑛業		(4) 其ノ他ノ鑛業					
		(一) 硫黄		(1) 硫黄					
		(二) 石		(2) 石					
		(三) 其ノ他ノ鑛業		(3) 其ノ他ノ鑛業					
		(一) 明礬石		(1) 明礬石					
		(二) 礬土頁岩		(2) 礬土頁岩					
		(三) 粘土		(3) 粘土					
		(四) 其ノ他ノ土石採取業		(4) 其ノ他ノ土石採取業					
		(一) マグネサイト		(1) マグネサイト					
		(二) 下ロマイト		(2) 下ロマイト					
		(三) 耐火粘土		(3) 耐火粘土					
		(四) 珪石		(4) 珪石					
		(五) 螢石		(5) 螢石					
		(六) 酸性白土		(6) 酸性白土					
		(七) 石灰石		(7) 石灰石					

部	門	業	別	細目	別	甲	乙	丙	備考
		(一) 土石採取業		(1) 礬土					
		(二) アルミニウム原		(2) 礬土					
		(三) 礬採取業		(3) 礬土					
		(四) 其ノ他ノ土石採取業		(4) 其ノ他ノ土石採取業					
		(一) マグネサイト		(1) マグネサイト					
		(二) 下ロマイト		(2) 下ロマイト					
		(三) 耐火粘土		(3) 耐火粘土					
		(四) 珪石		(4) 珪石					
		(五) 螢石		(5) 螢石					
		(六) 酸性白土		(6) 酸性白土					
		(七) 石灰石		(7) 石灰石					
		(八) 硫黄		(8) 硫黄					
		(九) 石膏		(9) 石膏					
		(十) 其ノ他		(10) 其ノ他					
		(一) 明礬石		(1) 明礬石					
		(二) 礬土頁岩		(2) 礬土頁岩					
		(三) 粘土		(3) 粘土					
		(四) 其ノ他ノ土石採取業		(4) 其ノ他ノ土石採取業					
		(一) マグネサイト		(1) マグネサイト					
		(二) 下ロマイト		(2) 下ロマイト					
		(三) 耐火粘土		(3) 耐火粘土					
		(四) 珪石		(4) 珪石					
		(五) 螢石		(5) 螢石					
		(六) 酸性白土		(6) 酸性白土					
		(七) 石灰石		(7) 石灰石					

朝鮮ノ重晶石ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	
部	業	部	業
第二工業	紡織工業	第一工業	採掘業
	生絲製造業 人造絹絲製造業 人造纖維製造業 真綿及綿製造業 紡績業 製絲業		農業
細目別	細目別	細目別	細目別
(一) 亞細亞	(1) アセチルセルロース (2) 絹絲 (3) 絹絲 (4) 絹絲 (5) 絹絲 (6) 絹絲 (7) 絹絲 (8) 絹絲 (9) 絹絲 (10) 絹絲 (11) 絹絲 (12) 絹絲 (13) 絹絲 (14) 絹絲	(1) 砂 (2) 陶石 (3) 抗火石 (4) 長石 (5) 火山灰 (6) 滑石 (7) 其他 (8) 其他 (9) 其他 (10) 其他 (11) 其他 (12) 其他 (13) 其他 (14) 其他	(1) 砂 (2) 陶石 (3) 抗火石 (4) 長石 (5) 火山灰 (6) 滑石 (7) 其他 (8) 其他 (9) 其他 (10) 其他 (11) 其他 (12) 其他 (13) 其他 (14) 其他
甲	甲	甲	甲
乙	乙	乙	乙
丙	丙	丙	丙
備考	備考	備考	備考

E-0124

部	業	細目	甲	乙	丙	備考
二 金屬工業	(一) 製鐵業	(1) 一ノ場所ニ於テ製銑及製鋼ノ設備ヲ以テ營ムモノ				
		(2) 普通銑ノ製造ヲスルモノ				
	(九) 絲布加工業	(1) 漂白、精練、染色、捺染等ノ設備ヲ以テ營ムモノ				
		(2) 其ノ他				
	(八) 編物、組物製造業	(1) メリヤス及メリヤ				
		(2) ス製品、ロト				
	(七) 織物業	(1) 絹織物(交織物ヲ含ム)				
		(2) 絹織物(交織物ヲ含ム)				
	(六) 撚絲業	(1) 人造絹織物(交織物ヲ含ム)				
		(2) 人造絹織物(交織物ヲ含ム)				
	(五) 其他	(1) 綿絲地織絲				
		(2) 其ノ他				
	(四) 其他	(1) 其ノ他				
		(2) 其ノ他				
	(三) 其他	(1) 其ノ他				
		(2) 其ノ他				
	(二) 其他	(1) 其ノ他				
		(2) 其ノ他				
	(一) 其他	(1) 其ノ他				
		(2) 其ノ他				

部	業	細目	甲	乙	丙	備考
二 工業	(一) 製糖工業	(1) 製糖				
		(2) 製糖				
	(二) 製粉工業	(1) 製粉				
		(2) 製粉				
	(三) 製油工業	(1) 製油				
		(2) 製油				
	(四) 製紙工業	(1) 製紙				
		(2) 製紙				
	(五) 製炭工業	(1) 製炭				
		(2) 製炭				
	(六) 製糖工業	(1) 製糖				
		(2) 製糖				
	(七) 製粉工業	(1) 製粉				
		(2) 製粉				
	(八) 製油工業	(1) 製油				
		(2) 製油				
	(九) 製紙工業	(1) 製紙				
		(2) 製紙				
	(一〇) 製炭工業	(1) 製炭				
		(2) 製炭				
	(一一) 製糖工業	(1) 製糖				
		(2) 製糖				
	(一二) 製粉工業	(1) 製粉				
		(2) 製粉				
	(一三) 製油工業	(1) 製油				
		(2) 製油				
	(一四) 製紙工業	(1) 製紙				
		(2) 製紙				
	(一五) 製炭工業	(1) 製炭				
		(2) 製炭				
	(一六) 製糖工業	(1) 製糖				
		(2) 製糖				
	(一七) 製粉工業	(1) 製粉				
		(2) 製粉				
	(一八) 製油工業	(1) 製油				
		(2) 製油				
	(一九) 製紙工業	(1) 製紙				
		(2) 製紙				
	(二〇) 製炭工業	(1) 製炭				
		(2) 製炭				
	(二一) 製糖工業	(1) 製糖				
		(2) 製糖				
	(二二) 製粉工業	(1) 製粉				
		(2) 製粉				
	(二三) 製油工業	(1) 製油				
		(2) 製油				
	(二四) 製紙工業	(1) 製紙				
		(2) 製紙				
	(二五) 製炭工業	(1) 製炭				
		(2) 製炭				
	(二六) 製糖工業	(1) 製糖				
		(2) 製糖				
	(二七) 製粉工業	(1) 製粉				
		(2) 製粉				
	(二八) 製油工業	(1) 製油				
		(2) 製油				
	(二九) 製紙工業	(1) 製紙				
		(2) 製紙				
	(三十) 製炭工業	(1) 製炭				
		(2) 製炭				

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	門	業	別	細	目	子	別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ヘ	備考
		(二) 非鐵金屬製鍊業		(11) 繼目無鋼管											
		(三) 非鐵金屬材料製品		(1) 金											
				(2) 白金											
				(3) 銀											
				(4) 銅											
				(5) 鉛											
				(6) 錫											
				(7) アンチモン											
				(8) 水銀											
				(9) 亜鉛											
				(10) タングステン											
				(11) ニッケル											
				(12) コバルト											

三三

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

部	門	業	別	細	目	子	別	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	備考
		(一) 炭素鋼工業		(8) 鋼品、鑄鋼品及特殊鋼ノ製造ヲ除ク										
		(二) 炭素鋼工業		(9) 鋼品										
		(三) 特殊鋼工業		(10) 特殊鋼										
		(四) 特殊鋼工業		(11) 特殊鋼										
		(五) 特殊鋼工業		(12) 特殊鋼										

三三

E-0124

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	丙	備 考
三三	臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		(四) 鑄物業	(9) 輕合金				
				(10) 減摩合金				
				(11) 鐵				
				(12) 其ノ他				
				(1) 銑鐵鑄物				
				(イ) 鑄鐵管				
				(ロ) 機械用ノモノ				
				(ハ) 其ノ他				
				(ニ) 可鍛鐵鑄物				
				(3) 非鐵金屬鑄物				
				(1) (イ) 機械用ノモノ				
				(ロ) 其ノ他				
				(五) 鑄造用ノモノ				
				(イ) 鑄造用ノモノ				
				(ロ) 其ノ他				
				(三) 非鐵金屬材料品 製造業				
				(1) 銅				
				(2) 鉛				
				(3) 亜鉛				
				(4) ニッケル				
				(5) アルミニウム				
				(6) 黄銅				
				(7) 青銅 (機青銅ヲ含ム)				
				(8) 白銅				
				(13) アルミニウム				
				(14) マグネシウム				
				(15) 其ノ他				
				(イ) 銅				
				(ロ) 鉛				
				(ハ) 亜鉛				
				(ニ) ニッケル				
				(イ) アルミニウム				
				(ロ) 黄銅				
				(ハ) 青銅 (機青銅ヲ含ム)				
				(イ) 白銅				
				(1) 銅				
				(2) 鉛				
				(3) 亜鉛				
				(4) ニッケル				
				(5) アルミニウム				
				(6) 黄銅				
				(7) 青銅 (機青銅ヲ含ム)				
				(8) 白銅				
				(13) アルミニウム				
				(14) マグネシウム				
				(15) 其ノ他				
				(イ) 銅				
				(ロ) 鉛				
				(ハ) 亜鉛				
				(ニ) ニッケル				
				(イ) アルミニウム				
				(ロ) 黄銅				
				(ハ) 青銅 (機青銅ヲ含ム)				
				(イ) 白銅				

E-0124

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準		臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準	
部門	業別	細目別	備考
	(五) 鋳物以外ノ金屬製品製造業	(1) ボルト、ナット、ワッシャー、リベット (イ) 鐵製ノモノ (ロ) 其ノ他 (3) 釘類 (イ) 鐵丸釘 (ロ) 其ノ他 (4) 金屬線 (5) パネ (6) 金網 (7) 鐵鎖	
	工業	(8) 鋼索附屬 (9) 鐵塔、橋梁ノ建設材料 (10) ドラム (11) 罐詰用罐 (12) 建築用及家具用金物 (13) 針類 (イ) 銀 (ロ) 金 (イ) シン (ロ) メリヤス針 (14) 鈕釦、裝飾品 (15) 鋼製ペン先	
甲			
乙			
丙			

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準

三六

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準

三七

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
三 機 械 器 具 工 業	(六) 鍍金製品製造	(1) プリキ板				
		(2) 其ノ他				
		(1) 蒸気機関				
(一) 蒸気罐製造業	(二) 自動車用ガス發生装置製造業	(1) 蒸気機関				
		(2) 蒸気機関				
(三) 原動機製造業	(四) 自動車用ガス發生装置製造業	(1) 蒸気機関				
		(2) 蒸気機関				
		(16) 人造纖維製造用ノズル				
		(17) 化學工業用白金網				
		(18) 双物類				
		(19) 食卓用金屬製品				
		(20) 其ノ他ノ金屬製品				

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
(四) 電気機械器具製造業	(一) 発電機、電動機、變壓器、用電器具	(1) 発電機				
		(2) 電動機				
		(3) 變壓器				
		(4) 用電器具				
(二) 蒸気タービン	(一) ガス機関	(1) ガス機関				
		(2) 蒸気タービン				
		(3) 内燃機関				
		(4) 水車				
(三) 石油機関	(一) ガソリン機関	(1) ガソリン機関				
		(2) 石油機関				
		(3) 重油機関				
		(4) 水車				

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	丙	備 考
	(五) 絶縁電線及電纜 製造業	(3) 家庭用電気器具 (4) 其ノ他				
	(六) 無線及有線電信 電話機械器具製 造業	(1) 家庭用ラヂオ用具 (2) 其ノ他				
	(七) 農林漁業用機械 器具製造業					
	(八) 土木建築用機械 器具製造業					
	(九) 採鑛、選鑛及製鍊 機械器具製造業					

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	イ 乙	丙	備 考
	(十) 紡績機械器具製 造業	(1) 針布 (2) 其ノ他				
	(十一) 工作機械器具 (部分品ヲ含ム) 製造業	(1) 金屬工機械 (2) 工具及刀具類 (3) 製材及木工機械				
	(十二) 窯業用機械器具 製造業					
	(十三) 化學工業用機械 裝置製造業	(1) パルプ製造用機械 器具 (2) 製紙用機械器具 (3) 高壓化學工業用機 械器具 (4) 其ノ他				

部	業	別	(注)細目別	甲	乙	丙	備考
	(十四)食料品製造加工用機械器具製造業		(イ)甲ノイニ屬ス ナルモノ (ロ)其ノ他	○	○		
	(十五)印刷及製本機械器具製造業		(イ)ハ、製本用器具 (ロ)其ノ他		○		
	(十六)起重機製造業		(イ)器具 (ロ)其ノ他	○			
	(十七)エレベータ製造業		(イ)器具 (ロ)其ノ他	○			
	(十八)氣體壓縮機製造業		(イ)器具 (ロ)其ノ他	○			

部	業	別	(注)細目別	甲	乙	丙	備考
	(十九)ポンプ、水壓機		(イ)器具 (ロ)其ノ他	○			
	(二十)度量衡器製造業		(イ)除ク(特殊品ヲ 除ク)及體溫計 (ロ)其ノ他	○			
	(二十一)計器製造業		(イ)計器 (ロ)其ノ他	○			
	(二十二)時計製造業		(イ)計器 (ロ)其ノ他	○			
	(二十三)試験檢定及學術用器械製造業		(イ)計器 (ロ)其ノ他	○			
	(二十四)醫療器械製造業		(イ)計器 (ロ)其ノ他	○			
	(二十五)測量及製圖機械器具製造業		(イ)計器 (ロ)其ノ他	○			
	(二十六)事務用器械製造業		(イ)金錢登錄機 (ロ)其ノ他	○			

E-0124

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
製造業	三十四 車輛(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業	(一) 鐵道及軌道用車輛 (イ) 機關車 (ロ) ガソリン動車 (ハ) 客車 (ニ) 貨車 (ホ) 電車				
		(二) 自動車 (三) 自動自轉車 (四) 自轉車 (五) 其ノ他				
製造業	三十五 造船業(部分品及附屬品ヲ含ム)	(1) 鋼船 (2) 木船				

四五

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準

部 門	業 別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備 考
製造業	三十七 金庫製造業 三十八 シンシオン製造業 三十九 寫眞機・幻燈機及活動寫眞機製造業					
製造業	四十 照用機械器具製造業	(1) 航空用照明燈 (2) 探照燈 (3) 燈臺用照明燈 (4) 其ノ他				
製造業	四十一 光學機械器具製造業 四十二 樂器類製造業 四十三 蓄音器製造業					

四四

E-0124

部門	業別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	備考
四、兵器及兵器部分品製造業	(三)航空機(部分品及附屬品ヲ含ム)製造業	(1)機體	○					
		(2)翼	○					
		(3)自動車						
		(4)自衛車						
		(5)自衛自動車						
(三)水道器具製造業	(1)球軸受	○						
	(2)其ノ他							
(三)弁及コック製造業	(1)球軸受	○						
	(2)其ノ他							
(四)ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業	(1)球軸受	○						
	(2)其ノ他							
(五)其ノ他ノ機械器具製造業	(1)球軸受	○						
	(2)其ノ他							
器部分品製造業	(1)鐵道車	○						
	(2)鐵道車輪	○						

部門	業別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	備考
五、窯業	(一)陶磁器製造業	(1)電氣用ノモノ及醫療用ノモノ	○					
		(2)耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ	○					
		(3)其ノ他						
		(1)電氣用ノモノ及醫療用ノモノ	○					
		(2)耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ	○					
(二)ガラス及ガラス製品製造業	(1)乾板用板ガラス	○						
	(2)強化ガラス	○						
(三)硝子及硝子製品製造業	(1)乾板用板ガラス	○						
	(2)強化ガラス	○						
(四)安全ガラス	(1)乾板用板ガラス	○						
	(2)強化ガラス	○						

外地ニテハ醫田用「タ
イ」ニ付キ特別ニ取
扱フコト
南等ニ付キハ特別ニ取
扱フコト

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	備考
業別	(三) 煉瓦及耐火物製造業						
	(1) 耐火煉瓦						
	(2) 其ノ他						
	(8) 其ノ他						
	(7) 船燈用着色ガラス						
業別	(四) 屋根瓦製造業						
	(1) セメント製品製造業						
	(2) 其ノ他						
業別	(五) セメント製品製造業						
	(1) セメント柱						
	(2) 其ノ他						
業別	(六) セメント製品製造業						
	(1) 工業用耐酸性ノモノ						
	(2) 其ノ他						
業別	(七) 石灰製造業						
	(1) 工業用耐酸性ノモノ						
	(2) 其ノ他						
業別	(八) 珪瑯鐵器製造業						
	(1) 工業用耐酸性ノモノ						
	(2) 其ノ他						

南洋ニ付テハ特別ニ取扱フコト

部門別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	備考
業別	(九) 其ノ他ノ窯業						
	(1) 醫藥						
業別	(二) 製藥業						
	(2) 賣藥及賣藥類似品						
業別	(二) 工業藥品製造業						
	(1) 硫酸						
	(2) 硝酸						
	(3) ソーダ灰						
	(4) 苛性ソーダ						
	(5) 晒粉						
	(6) 晒粉						
	(6) 晒粉						
	(イ) アンモニア						
	(ロ) 鹽素						
	(ハ) 酸素						
	(三) 其ノ他						

E-0124



臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準 (七) 塗料及顔料製造業 (六) 人造香料製造業 (五) 鞣皮材料製造業 (四) 合成ゴム製造業 (三) 染料及中間物製造業 (1) 天然染料 (2) 合成染料 (3) 染料中間物其ノ他 コールタリル分溜 物誘導體車及誘空 (イ) 漆料 (ロ) マニス (ハ) マニス	(18) 炭酸マグネシア及炭酸石灰								
	(19) 其ノ他								
	(1) 天然染料								
	(2) 合成染料								
	(3) 染料中間物其ノ他								
	コールタリル分溜								
	物誘導體車及誘空								
(イ) 漆料									
(ロ) マニス									
(ハ) マニス									

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

E-0124



部	業	別	細目別	イ	ロ	イ	ロ	ハ	丙	備考
			(ロ)ワニス							
			(ハ)ベイント							
			(甲)船底塗料							
			(乙)其ノ他							
			(三)自動車及航空 機用其ノ他ノ 特殊塗料							
			(ホ)其ノ他ノ塗料							
			(2)顔料							
			(イ)カーボン ラック							
			(ロ)酸化チタン							
			(ハ)其ノ他							

(八)石鹼及化粧品 製造業	(1)火薬									
(九)發火物製造業	(2)爆薬									
(十)石油精製業	(3)導火索									
(十一)人造石油(頁岩 油ヲ含ム)製造 業	(4)煙火									
(十二)コークス及コ ルタール分溜物 製造業	(5)其ノ他									

部 門	業 別	細 目 別	イ ロ	イ ロ	イ ロ	丙	備 考
	千三 代用液体燃料製造業						
	千四 植物油脂製造業	(1) 菜種油 (2) 糠油 (3) 其ノ他	○				外地ノ棉質油及ヒマン 油ニ付テハ特別ノ取扱 ヲナスコト
	千五 樟腦製造業	(1) 魚油 (2) 其ノ他		○			
	千六 動物油脂製造業	(1) 魚油 (2) 其ノ他					
	千七 木蠟製造業						
	千八 蠟燭製造業						
	千九 加工油製造業	(1) 硬化油 (2) 其ノ他					

部 門	業 別	細 目 別	イ ロ	イ ロ	イ ロ	丙	備 考
	(二十) ゴム製品製造業	(1) 軟質ゴム製品 (イ) タイヤ及其ノ 附屬品					
	(二十一) 化学工業	(1) 硝子 (2) 硝子 (3) 硝子					
	(二十二) 人造樹脂及同製 品製造業	(1) フェノールレジ ン及同製品 (2) 硬質ゴム製 品					朝鮮ニ付テハ特別ノ取 扱ヲナスコト
	(二十三) 香料製造業	(1) 香料 (2) 香料 (3) 香料					
	(二十四) 薬品製造業	(1) 硝子 (2) 硝子 (3) 硝子					
	(二十五) 化粧品製造業	(1) 化粧品 (2) 化粧品 (3) 化粧品					
	(二十六) 皮革製品製造業	(1) 皮革製品 (2) 皮革製品 (3) 皮革製品					
	(二十七) 印刷業	(1) 印刷 (2) 印刷 (3) 印刷					
	(二十八) 織造業	(1) 織物 (2) 織物 (3) 織物					
	(二十九) 製糸業	(1) 製糸 (2) 製糸 (3) 製糸					
	(三十) 練絲業	(1) 練絲 (2) 練絲 (3) 練絲					
	(三十一) 紙工業	(1) 紙 (2) 紙 (3) 紙					
	(三十二) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十三) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十四) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十五) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十六) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十七) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十八) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(三十九) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					
	(四十) 窯業	(1) 窯 (2) 窯 (3) 窯					

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
二五	製紙業	(一) 模造羊皮紙				製紙業ニ限リ 附録ニ付テハ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) パライタペーパー				
二六	セルロイド及同製品製造業	(一) 板				セルロイド及同製品製造業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 其ノ他				
二七	アルカナイズ ドファイバー製 造業	(一) 板				アルカナイズ ドファイバー製 造業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 其ノ他				

部門	業別	細目別	イ	ロ	ハ	備考
二八	写真用フィルム、 乾板及感光紙製 造業	(一) 植物質及動物質ノ モノ				写真用フィルム、 乾板及感光紙製 造業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 其ノ他				
二九	肥料製造業	(一) 過燐酸石灰				肥料製造業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 磷酸アンモン				
三〇	硫酸製造業	(一) 硫酸				硫酸製造業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 硫酸カリ				
三一	硝子製業	(一) 硝子				硝子製業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 其ノ他				
三二	工業鹽製造業	(一) 配合肥料				工業鹽製造業ニ限リ 其ノ他ノ業 ニモ適用ス
		(二) 其ノ他				

農林、商工兩省ノ承認ヲ得タルモノニ限ル

外地ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

部 門	三業工業調整標準別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備考
	(三) 製革業	(1) 兔毛皮 (2) 其ノ他				
	(三) 精製毛皮製造業	(1) 寫真用ゼラチン (2) 其ノ他				
	(三) 糊料製造業	(1) 研磨材料 (2) 其ノ他				
	(三) 研磨材料及研磨用品製造業	(1) 電氣用カーボン (2) 活性炭 (3) 其ノ他				
	(三) 炭素製品製造業					
	(三) 其他化學工業					

部 門	三業工業調整標準別	細 目 別	イ 甲	ロ 乙	ハ 丙	備考
	(二) 製材業	(1) 家具、曲物、挽物 (2) 其ノ他				
	(二) 木製品製造業	(1) 清酒 (2) 味淋 (3) 焼酎 (4) 酒精含有飲料 (5) 麥酒 (6) 葡萄酒 (7) 其ノ他				
	(四) 印刷及製本業					
	(九) 食品工業					

朝鮮ノコカクニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考
六五 雑品工業 六四 印刷製菓 六三 木業 六二 製菓工業 六一 製菓工業	(一) 調味料製造業	(1) 醤油類				
		(2) ソース				
		(3) 味噌類				
		(4) 食酢				
		(5) ケチャップ				
		(6) 其ノ他				
		(7) 精製糖業				
		(8) 製菓及製餡業				
		其ノ他				
		器具曲削製菓				

部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考	
二九 電気及瓦斯業	(九) 罐罐詰製造業	(1) 甲ニ屬スル事業ニ必要ナル電力ヲ供給スルモノ					
		(2) 其ノ他					
		(十) 畜産品製造業					
		(十一) 水産品製造業					
		(十二) 機械製造業					
		(十三) 製茶業					
		(十四) 製氷及冷凍業					
		(十五) 乾燥野菜製造業					
		(十六) 其ノ他ノ食料品工業					
		(十七) 電気供給事業					
		(十八) 瓦斯供給事業					
		(十九) 其ノ他					

漁業組合經營ノモノ、漁港ニ於ケル小規模ノモノ及外地ニ於ケルモノニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

南洋ニ付テハ特別ノ取扱ヲナスコト

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準	
部門	業別	細目別	備考
其 他 工 業	(一) 瓦斯供給事業	○	
	(二) 紙製品製造業	○	
	(三) 刷毛及刷子製造業	○	
	(四) 製帽業	○	
	(五) 防水布類製造業	○	
	(六) 衛生材料品製造業	○	
	(七) 石綿製品製造業	○	
	(八) 構寸製造業	○	
	(九) 金屬箔製造業	○	
	(十) 万年筆、鉛筆及クレヨン製造業	○	
(十一) 機械用ベルト製造業	○		
(十二) 繰綿製造業	○		
(十三) 其ノ他	○		

E-0124



第三 農林業		部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考	
臨時資金調製法ニ基ク事業資金調製標準	一 農林業	門	業	別	(1) 主要食糧農産品					
					(2) 其ノ他					
					(1) アルコール原料					
					(2) 亞麻					
					(3) 茶葉種ニ要テハイ トニニニニニニニニ					
(4) 玉蜀黍										
(5) 其ノ他										
(1) バルフ原木及軍事 用材ノ伐採及植林										
六五									外地ノ棉花ニ付テハ特 別ノ取扱ヲナスコト	

六三	農林業	門	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
					(1) 主要食糧農産品				
					(2) 其ノ他				
					(1) アルコール原料				
					(2) 亞麻				
					(3) 茶葉種ニ要テハイ トニニニニニニニニ				
					(4) 玉蜀黍				
					(5) 其ノ他				
					(1) バルフ原木及軍事 用材ノ伐採及植林				

E-0124

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準

部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
第一 農林業	(一) 農林業	(五) 水産業 (六) 畜産業 (七) 家畜飼料加工業 (八) 農林土木事業	細目別				依、臨時資金調整法ニ基テ 水産、林業ニ必要ナルモ 林業ニ必要ナルモ
			細目別	(1) 主要食糧品			
第二 製造業	(二) 製造業	(三) 製造業 (四) 製造業	(1) 主要食糧品				(1) 主要食糧品 (2) 其ノ他 (3) 其ノ他 (4) 其ノ他 (5) 其ノ他
			(2) 其ノ他				
部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考

六六

第四 水産業

部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考
一 水産業	(一) 沿岸漁業 (二) 内地沖合遠洋漁業	(三) 工船漁業其ノ他 海外漁業 (四) 養殖業 (五) 鹽田業 (六) 其ノ他ノ水産業 (七) 水産土木事業	(1) 母船式鯨漁業				(1) 母船式鯨漁業 (2) 其ノ他
			(2) 其ノ他				
部	業	別	細目別	甲	乙	丙	備考

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準

六七

E-0124

第六 商業		臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準			
部門	業別	細目別	備考		
五 金融業	(一) 銀行業 (四) 其ノ他				
				甲	
				乙	
四 倉庫業	(一) 農業倉庫 (二) 商業倉庫 (三) 貿易倉庫				
				甲	
				乙	
				丙	
三 貿易業	(一) 石油輸入業 (二) 其ノ他				
				甲	
二 不動産買賣業	(一) 其ノ他				
				甲	
一 物品販賣業	(一) 百貨店業 (二) 其ノ他				
				甲	
交際業	(一) 航空業 (五) 其ノ他ノ運輸業 (四) 道路、橋梁ノ經營 (三) 其ノ他ノ交通業 (二) 港灣、運河ノ經營 (一) 鐵道或船舶	(一) 其ノ他 (二) 貨物自動車 (三) 貨物自動車 (四) 貨物自動車 (五) 貨物自動車 (六) 貨物自動車 (七) 貨物自動車 (八) 貨物自動車 (九) 貨物自動車 (十) 貨物自動車 (十一) 貨物自動車 (十二) 貨物自動車 (十三) 貨物自動車 (十四) 貨物自動車 (十五) 貨物自動車 (十六) 貨物自動車 (十七) 貨物自動車 (十八) 貨物自動車 (十九) 貨物自動車 (二十) 貨物自動車 (二十一) 貨物自動車 (二十二) 貨物自動車 (二十三) 貨物自動車 (二十四) 貨物自動車 (二十五) 貨物自動車 (二十六) 貨物自動車 (二十七) 貨物自動車 (二十八) 貨物自動車 (二十九) 貨物自動車 (三十) 貨物自動車 (三十一) 貨物自動車 (三十二) 貨物自動車 (三十三) 貨物自動車 (三十四) 貨物自動車 (三十五) 貨物自動車 (三十六) 貨物自動車 (三十七) 貨物自動車 (三十八) 貨物自動車 (三十九) 貨物自動車 (四十) 貨物自動車 (四十一) 貨物自動車 (四十二) 貨物自動車 (四十三) 貨物自動車 (四十四) 貨物自動車 (四十五) 貨物自動車 (四十六) 貨物自動車 (四十七) 貨物自動車 (四十八) 貨物自動車 (四十九) 貨物自動車 (五十) 貨物自動車 (五十一) 貨物自動車 (五十二) 貨物自動車 (五十三) 貨物自動車 (五十四) 貨物自動車 (五十五) 貨物自動車 (五十六) 貨物自動車 (五十七) 貨物自動車 (五十八) 貨物自動車 (五十九) 貨物自動車 (六十) 貨物自動車 (六十一) 貨物自動車 (六十二) 貨物自動車 (六十三) 貨物自動車 (六十四) 貨物自動車 (六十五) 貨物自動車 (六十六) 貨物自動車 (六十七) 貨物自動車 (六十八) 貨物自動車 (六十九) 貨物自動車 (七十) 貨物自動車 (七十一) 貨物自動車 (七十二) 貨物自動車 (七十三) 貨物自動車 (七十四) 貨物自動車 (七十五) 貨物自動車 (七十六) 貨物自動車 (七十七) 貨物自動車 (七十八) 貨物自動車 (七十九) 貨物自動車 (八十) 貨物自動車 (八十一) 貨物自動車 (八十二) 貨物自動車 (八十三) 貨物自動車 (八十四) 貨物自動車 (八十五) 貨物自動車 (八十六) 貨物自動車 (八十七) 貨物自動車 (八十八) 貨物自動車 (八十九) 貨物自動車 (九十) 貨物自動車 (九十一) 貨物自動車 (九十二) 貨物自動車 (九十三) 貨物自動車 (九十四) 貨物自動車 (九十五) 貨物自動車 (九十六) 貨物自動車 (九十七) 貨物自動車 (九十八) 貨物自動車 (九十九) 貨物自動車 (百) 貨物自動車			
				甲	
交際業					
				甲	

E-0124

部 門	業 種	細 目	甲	乙	丙	備 考
六 商 業	(一) 銀行業 (二) 信託業 (三) 貸金業 (四) 質屋業 (五) 其他業 (六) 其他業		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

第七 雜業

(十二) 設立以下事業

部 門	業 種	細 目	甲	乙	丙	備 考
一 雜 業	(一) 土木建築請負業 (二) 土地建物賃貸 (貸室ヲ含ム)業 (三) 物品賃貸業 (四) 新聞紙發行及圖 書、雜誌出版業 (五) 旅館業 (六) 娛樂及興行ニ關 スル事業	(1) 温泉地及遊園地經營 (2) 劇場及演藝場經營 (3) 競技場、運動場經營 (4) 其、他 (5) 倉庫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準		部門	業別	細目別	甲	乙	丙	備考		
臨時資金調整法ニ基テ事業資金調整標準 七五	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> </div>		(十三)其ノ他							
				(十二)埋立及干拓業						
				(十一)上水道業						
				(十)接客業						
				(九)貸席業						
				(八)料理業						
				(七)映画製作業						
				(六)運輸業						
				(五)遊藝場						
				(四)演藝競技						
				(三)音楽ニ關スル興行						
				(二)ダンスホール						
		(一)貸船								
		(一)其ノ他								

第八 其ノ他ノ事業及施設

部 門	事業 施設 種別	細 目 別	甲	乙	丙	備 考
一 其ノ他ノ 事業及施設	(一) 教育事業	(1) 県、市、町、村、組合				
	(二) 体育事業	(1) 市、町、村、組合				
	(三) 文化事業	(1) 市、町、村、組合				
	(四) 慈善事業	(1) 市、町、村、組合				
	(五) 社会事業	(1) 市、町、村、組合				
	(六) 医療施設	(1) 市、町、村、組合				
	(七) 博覧會	(1) 市、町、村、組合				
	(八) 観光施設	(1) 市、町、村、組合				
	(九) 放送事業	(1) 市、町、村、組合				
	(十) 公共の組合事業	(1) 水利組合及北海道 土功組合 (2) 耕地整理組合				

臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準

七七

E-0124



部門別	業別	細分類目別	甲	乙	丙	備考
（一）	（一）	（一）				
（二）	（二）	（二）				
（三）	（三）	（三）				
（四）	（四）	（四）				
（五）	（五）	（五）				
（六）	（六）	（六）				
（七）	（七）	（七）				
（八）	（八）	（八）				
（九）	（九）	（九）				
（十）	（十）	（十）				
（十一）	（十一）	（十一）				
（十二）	（十二）	（十二）				
（十三）	（十三）	（十三）				
（十四）	（十四）	（十四）				
（十五）	（十五）	（十五）				
（十六）	（十六）	（十六）				
（十七）	（十七）	（十七）				
（十八）	（十八）	（十八）				
（十九）	（十九）	（十九）				
（二十）	（二十）	（二十）				
（二十一）	（二十一）	（二十一）				
（二十二）	（二十二）	（二十二）				
（二十三）	（二十三）	（二十三）				
（二十四）	（二十四）	（二十四）				
（二十五）	（二十五）	（二十五）				
（二十六）	（二十六）	（二十六）				
（二十七）	（二十七）	（二十七）				
（二十八）	（二十八）	（二十八）				
（二十九）	（二十九）	（二十九）				
（三十）	（三十）	（三十）				
（三十一）	（三十一）	（三十一）				
（三十二）	（三十二）	（三十二）				
（三十三）	（三十三）	（三十三）				
（三十四）	（三十四）	（三十四）				
（三十五）	（三十五）	（三十五）				
（三十六）	（三十六）	（三十六）				
（三十七）	（三十七）	（三十七）				
（三十八）	（三十八）	（三十八）				
（三十九）	（三十九）	（三十九）				
（四十）	（四十）	（四十）				
（四十一）	（四十一）	（四十一）				
（四十二）	（四十二）	（四十二）				
（四十三）	（四十三）	（四十三）				
（四十四）	（四十四）	（四十四）				
（四十五）	（四十五）	（四十五）				
（四十六）	（四十六）	（四十六）				
（四十七）	（四十七）	（四十七）				
（四十八）	（四十八）	（四十八）				
（四十九）	（四十九）	（四十九）				
（五十）	（五十）	（五十）				
（五十一）	（五十一）	（五十一）				
（五十二）	（五十二）	（五十二）				
（五十三）	（五十三）	（五十三）				
（五十四）	（五十四）	（五十四）				
（五十五）	（五十五）	（五十五）				
（五十六）	（五十六）	（五十六）				
（五十七）	（五十七）	（五十七）				
（五十八）	（五十八）	（五十八）				
（五十九）	（五十九）	（五十九）				
（六十）	（六十）	（六十）				
（六十一）	（六十一）	（六十一）				
（六十二）	（六十二）	（六十二）				
（六十三）	（六十三）	（六十三）				
（六十四）	（六十四）	（六十四）				
（六十五）	（六十五）	（六十五）				
（六十六）	（六十六）	（六十六）				
（六十七）	（六十七）	（六十七）				
（六十八）	（六十八）	（六十八）				
（六十九）	（六十九）	（六十九）				
（七十）	（七十）	（七十）				
（七十一）	（七十一）	（七十一）				
（七十二）	（七十二）	（七十二）				
（七十三）	（七十三）	（七十三）				
（七十四）	（七十四）	（七十四）				
（七十五）	（七十五）	（七十五）				
（七十六）	（七十六）	（七十六）				
（七十七）	（七十七）	（七十七）				
（七十八）	（七十八）	（七十八）				
（七十九）	（七十九）	（七十九）				
（八十）	（八十）	（八十）				
（八十一）	（八十一）	（八十一）				
（八十二）	（八十二）	（八十二）				
（八十三）	（八十三）	（八十三）				
（八十四）	（八十四）	（八十四）				
（八十五）	（八十五）	（八十五）				
（八十六）	（八十六）	（八十六）				
（八十七）	（八十七）	（八十七）				
（八十八）	（八十八）	（八十八）				
（八十九）	（八十九）	（八十九）				
（九十）	（九十）	（九十）				
（九十一）	（九十一）	（九十一）				
（九十二）	（九十二）	（九十二）				
（九十三）	（九十三）	（九十三）				
（九十四）	（九十四）	（九十四）				
（九十五）	（九十五）	（九十五）				
（九十六）	（九十六）	（九十六）				
（九十七）	（九十七）	（九十七）				
（九十八）	（九十八）	（九十八）				
（九十九）	（九十九）	（九十九）				
（一百）	（一百）	（一百）				
（一〇一）	（一〇一）	（一〇一）				
（一〇二）	（一〇二）	（一〇二）				
（一〇三）	（一〇三）	（一〇三）				
（一〇四）	（一〇四）	（一〇四）				
（一〇五）	（一〇五）	（一〇五）				
（一〇六）	（一〇六）	（一〇六）				
（一〇七）	（一〇七）	（一〇七）				
（一〇八）	（一〇八）	（一〇八）				
（一〇九）	（一〇九）	（一〇九）				
（一一〇）	（一一〇）	（一一〇）				
（一一一）	（一一一）	（一一一）				
（一一二）	（一一二）	（一一二）				
（一一三）	（一一三）	（一一三）				
（一一四）	（一一四）	（一一四）				
（一一五）	（一一五）	（一一五）				
（一一六）	（一一六）	（一一六）				
（一一七）	（一一七）	（一一七）				
（一一八）	（一一八）	（一一八）				
（一一九）	（一一九）	（一一九）				
（一二〇）	（一二〇）	（一二〇）				
（一二一）	（一二一）	（一二一）				
（一二二）	（一二二）	（一二二）				
（一二三）	（一二三）	（一二三）				
（一二四）	（一二四）	（一二四）				
（一二五）	（一二五）	（一二五）				
（一二六）	（一二六）	（一二六）				
（一二七）	（一二七）	（一二七）				
（一二八）	（一二八）	（一二八）				
（一二九）	（一二九）	（一二九）				
（一三〇）	（一三〇）	（一三〇）				
（一三一）	（一三一）	（一三一）				
（一三二）	（一三二）	（一三二）				
（一三三）	（一三三）	（一三三）				
（一三四）	（一三四）	（一三四）				
（一三五）	（一三五）	（一三五）				
（一三六）	（一三六）	（一三六）				
（一三七）	（一三七）	（一三七）				
（一三八）	（一三八）	（一三八）				
（一三九）	（一三九）	（一三九）				
（一四〇）	（一四〇）	（一四〇）				
（一四一）	（一四一）	（一四一）				
（一四二）	（一四二）	（一四二）				
（一四三）	（一四三）	（一四三）				
（一四四）	（一四四）	（一四四）				
（一四五）	（一四五）	（一四五）				
（一四六）	（一四六）	（一四六）				
（一四七）	（一四七）	（一四七）				
（一四八）	（一四八）	（一四八）				
（一四九）	（一四九）	（一四九）				
（一五〇）	（一五〇）	（一五〇）				

昭和十二年十月四日印刷
昭和十二年十月五日發行
大藏省理財局編纂
發行所 内閣印刷局
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大手町
電話九ノ内四三五―三五九
振替東京一九〇〇〇
全国各地官報販賣所
全国各地主要書店
定價二十錢 送料不要



臨時資金調査委員會幹事
大藏省理財局長 關原忠三

臨時資金調査委員會幹事
大藏省理財局長 關原忠三

昭和十三年自一月至三月の臨時資金調査法施行状況別冊ノ通シ有之候
候何等爲御参考供御高覧候

追テ別冊計數其他ノ點ニ付御不審ノ點有之候ハハ大藏省理財局金融
課ニ御問合被下度候

E-0124

昭和十三年四月

昭和十三年 自一月 至三月 臨時資金調整法施行状況

臨時資金調整委員會

目次

一 資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關 一頁

二 事業設備資金ノ調整標準別貸付状況 二頁

 (イ) 昭和十三年自一月至三月 二頁

 (ロ) 自昭和十二年九月三十一日 至全昭和十三年三月三十一日 三頁

三 事業設備資金ノ事業別貸付状況 三頁

 (イ) 昭和十三年自一月至三月 三頁

 (ロ) 自昭和十二年九月三十一日 至全昭和十三年三月三十一日 四頁

四 調整法第四條ニ基ク申請事項取扱件數及金額 四頁

 (イ) 總取扱件數並ニ金額 六頁

 (ロ) 認可又ハ許可セル件數並ニ金額 六頁

 (ハ) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額 七頁

五 調整法第四條ニ依リ認許可ヲ得タル事業資金ノ 八頁

 業態別並ニ事業標準別 八頁

E-0124

(イ) 昭和十三年自一月至三月
 (ロ) 自昭和十二年九月二十七日至全昭和十二年三月三十一日
 六臨時資金審査委員會審査狀況
 (一) 會議

- (二) 審査委員會付議決定件數
- (1) 臨時資金調整法第四條ニ依ル申請事項
 - (イ) 認可又ハ許可ノ件數及金額
 - (ロ) 不認可又ハ不許可ノ件數及金額
 - (ハ) 自治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項
 - (ニ) 同意セルモノノ件數及金額
 - (ホ) 同意セザリシモノノ件數及金額
- (2) 七金融機關ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ認可、許可及他官廳ヨリノ協議ニ同意セル事業設備資金額

— 一〇頁
 — 一
 — 二
 — 二
 — 三
 — 四
 — 四
 — 五
 — 五
 — 六

一、資金調整ヲ自治的ニ行フ金融機關 (昭和十三年三月末現在)

金融機關別	總數	内自治的 調整ノ行	自治的資金調整團體	摘 要
特別銀行	六	六	ナシ	
農工銀行	五	五	農工銀行同盟會	
產業組合中央金庫及 信用組合聯合會	四八	四八	產業組合金融統制團 ナシ	
商工組合中央金庫	一	一	ナシ	
普通銀行	三六五	三五七	地方資金自治調整銀 行團	日本銀行本支店管轄區域別 ニ組織サル(十七地方)
外國銀行内地支店	一六	五		
貯蓄銀行	七三	七二	全國貯蓄銀行協會	
信託會社	二九	二七	信託協會	
證券引受業	五	五	資金自治調整證券團	業者總數不明ニ付自治的調 整ヲ爲スモノノミヲ掲ケタリ
生命保險會社	三三	三〇	生命保險會社協會	
損害保險會社	四八	四一	大日本火災保險協會	
計	六二九	五九七		

三 專業設備資金ノ調整標準別貸付状況
 (イ) 昭和十二年自一月至三月

(單位千圓)

金機 融關 別	甲類		乙類		丙類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
銀行	1,200,000	3,500,000	2,100,000	9,000,000	3,200,000	15,700,000	15.1
信託會社	1,900,000	3,000,000	3,000,000	4,000,000	1,000,000	12,900,000	11.1
保險會社	300,000	1,100,000	1,100,000	0	0	2,400,000	2.4
其他	0	0	1,000,000	1,000,000	0	2,000,000	1.1
合計	3,400,000	7,600,000	7,200,000	14,000,000	3,200,000	28,400,000	100.0
百分比	12.3	27.1	25.3	49.3	11.3	100.0	1

備考 本表ハ各項ニ於テ四捨五入ニ依リ千圓位ニ止メタル關係ニ於テ符合セザルモノアリ次表以下亦同シ

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日
 至、昭和十三年三月三十一日

(單位千圓)

金機 融關 別	甲類		乙類		丙類	合計	百分比
	イ	ロ	イ	ロ			
銀行	2,400,000	7,700,000	3,100,000	8,800,000	5,200,000	19,200,000	83.0
信託會社	4,300,000	8,000,000	4,900,000	7,600,000	2,500,000	14,800,000	62.8
保險會社	800,000	3,300,000	4,200,000	9,200,000	700,000	13,400,000	55.5
其他	0	0	1,600,000	2,200,000	400,000	4,200,000	17.7
合計	7,500,000	18,900,000	13,800,000	27,800,000	8,800,000	50,000,000	100.0
百分比	15.0	37.8	27.6	55.6	17.6	100.0	1

三事業設備資金ノ事業別貸付状況

(イ) 昭和十三年自一月至二月

(單位千圓)

業種別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鑛業	三,五三二	四,〇三九	三六	〇	三,九〇七	一六・七
工業	一一,九三六	二,〇八三	一,〇三〇	一,一八二	一六,二三一	六〇・四
農林業	三〇	〇	〇	〇	三〇	一
水産業	一,〇四〇	一,四〇	〇	〇	二,四四〇	三・〇
交通業	二,一〇七	一,三二〇	一,三二〇	〇	四,七四七	一七・二
商業	九,〇九〇	〇	〇	四,六四	一三,七三四	五〇・〇
雜業	九〇	一,四〇	〇	〇	一,四九〇	五・五
其他ノ事業及施設	一,七二七	三二〇	一,三二〇	二二四	三,六〇一	一三・五
合計	一,六三,〇	二六,八	一,〇七一	一,一八二	一,九二,八	一〇〇・〇

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日
至昭和十三年三月三十一日

(單位千圓)

業種別	銀行	信託會社	保險會社	其他	計	百分比
鑛業	六,四二八	五,〇三〇	三六	〇	一一,四九四	一四・〇
工業	二五,三一八	四,五七九	四,四四〇	一,一八二	三五,三二九	四三・一
農林業	六五	〇	〇	〇	六五	〇
水産業	一,〇六九	一,五〇	一,二〇	〇	二,七八九	三・五
交通業	二,三八一	八,六〇〇	三,五二〇	〇	一四,五〇一	一八・二
商業	一,五五九	五,三〇	〇	四,六四	一一,四九三	一四・六
雜業	一,五五九	三,二二四	二〇	〇	四,七八三	六・一
其他ノ事業及施設	一,〇四八	六二五	一,三二〇	五,一四	三,九二七	五・〇
合計	四二,六四四	二六,〇〇九	一,三二〇	一,一八二	六九,一五五	一〇〇・〇

四調整法第四條ニ基ク申請事項取扱件數及金額
 (1) 總取扱件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十二年 自一月至三月	自十二年九月廿七日 至十三年三月卅一日	昭和三十二年 自一月至三月	自十二年九月廿七日 至十三年三月卅一日
自己資金等ニ依ル 事業設備(第二項 第二號關係)	一四九	八〇二	一六〇,四四三	一,〇四〇,六七〇
株金拂込催告	一七〇	三三六	二二,八二七	三七七,六七三
資本増加	八三	一七五	二九,三八〇	七四五,一三八
會社設立	三五	一〇一	一九,八〇〇	四五〇,六六五
會社合併	二一	三一	三〇,五四〇	三六三,一九七
目的變更	三四	五九	一	一
合計	四九二	一,五〇四	一	一

6

(2) 認可又ハ許可セラル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和三十三年 自一月至三月	自十三年九月廿七日 至十三年三月卅一日	昭和三十三年 自一月至三月	自十二年九月廿七日 至十三年三月卅一日
自己資金等ニ依ル事業設備 (第二項第二號關係)	一四六	七八一	一五八,五九三	一,〇一七,九二三
株金拂込催告	一六九	三三五	一一,七七七	二六七,六二三
資本増加	七九	一七〇	二九,四八〇	七四二,八一六
會社設立	三五	九九	一九,八〇〇	四三四,六六五
會社合併	一九	二九	三〇,〇〇〇	三五八,七九六
目的變更	三四	五九	一	一
合計	四八二	一,四七三	一	一

7

E-0124

(1) 不認可又ハ不許可トセル件數並ニ金額

申請事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自一月至三月	自十二年九月三日 至十三年一月	昭和十三年 自一月至三月	自十二年九月二七日 至十三年三月三十一日
自己資金等ニ依テ事業設備 (第二項第二號關係)	三	二	一、八五〇	二、七四七
株金拂込催告	一	一	五〇	五〇
資本増加	四	五	一、三二二	二、三二二
會社設立	〇	二	〇	一、六〇〇
會社合併	二	二	〇	四、〇〇〇
合計	一〇	三	四、二〇〇	四、〇〇〇

備考 右(1)ノ外申請書ヲ取下ゲタルモノ、當初提出申請ノ計畫ヲ縮少セシメタルモノ左ノ如シ

事項別	件數		金額	
	昭和十三年 自一月至三月	自十二年九月二七日 至十三年三月三十一日	昭和十三年 自一月至三月	自十二年九月二七日 至十三年三月三十一日
計畫ヲ縮少セシメタルモノ 申請書取下又ハ計畫ヲ取 止メタルモノ	二	七	二八五〇八	八六一八三
合計	二	七	二八五〇八	八六一八三

五臨時資金調整法第四條ニ依リ認、許可アリタル事業資
 金ノ業態別並ニ事業標準別
 (イ) 昭和十三年自一月
 至三月
 (単位千圓)

業態標準別	甲類			乙類			丙類	合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	計			
鑛業	40771	937	41708	653	0	653	0	62321	17.1
工業	137569	1980	139549	3561	14433	17994	11545	33532	63.9
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	5809	0	5809	1733	347	2080	1943	4023	7.6
雑業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
其他事業及施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	210419	2717	213136	5701	14880	20581	11545	36539	100.0

10

(ロ) 自十二年九月二十七日
 至十三年三月三十一日

(単位千圓)

業態標準別	甲類			乙類			丙類	合計	百分比
	イ	ロ	計	イ	ロ	計			
鑛業	117700	2271	119971	1111	0	1111	0	121082	29.6
工業	446056	7758	453814	2282	3597	5879	850	462383	70.4
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商業	1313	0	1313	4	0	4	0	1317	0.4
雑業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
其他事業及施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	588299	10429	600728	3407	3597	6904	850	610029	100.0

11

臨時資金審査委員會審査状況

(一) 會 議

(イ) 昭和十三年 自一月 至三月

十五回

(ロ) 自昭和十二年九月二十七日 至昭和十三年三月三十一日

四十回

(二) 審査委員會付議決定件數

(1) 臨時資金審査法第四條ニ依ル申請事項

(イ) 認可又ハ許可ノ件數及金額

申請事項別	件 數		金 額	
	昭和十三年 自一月 至三月	自十三年九月廿七日 至十三年三月三十一日	昭和十三年 自一月 至三月	自十三年九月廿七日 至十三年三月三十一日
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	五五	四二八	九一、六五二	七八三、九一四
株金拂込 催告	八三	一四八	一、五四九、四七	二五八、五三七
資本 増加	四七	一〇三	二、六〇〇、二二	六六五、四四一

會社設立	會社合併	會社變更	合計
二二	一五	二五	二二八
四五	二一	七	七五二
一八二、五〇〇	二九、五六九、四	一	一
三四六、七二〇	三四三、九九〇	一	一

(ロ) 不認可又ハ不許可ノ件數及金額

申請事項別	件 數	金 額
自己資金等ニ依ル事業設備(第二項第二號關係)	三	一、八五〇
株金拂込 催告	一	五〇
資本 増加	四	一、三二三
會社設立	二	〇
會社合併	一	〇
合計	一一	三、一七三

業態別	業態別					合計	百分比
	工業業	農業業	水産業	交通業	商業業		
金融機関ノ貸付ケタルモノ	三九五九七	一四三三三	七二〇〇	二六七二七	九五五五	二二七五七	三六・八
調整法第四條ニ依リ認許シタルモノ	六三三六一	二三三三二	一、六二二〇	四九五〇九	九三三九	三六五二三	五六・六
他官廳ヨリノ協賛ニ同意セラルモノ	九二三〇	二七六五八	〇	二二一四	三五五九	四二六六一	六・六
合計	一一、一八八	四〇、四二二	八、八二二	七、八四五	二二、四七三	一〇、三五一	一〇〇・〇
百分比	一七・二	六二・六	一・四	一二・二	三・五	一・六	一〇〇・〇

金融機関ノ貸付、調整法第四條ニ依ル申請ノ認許可及他官廳ヨリノ協賛ニ同意セル事業設備資金額
 (1) 昭和十三年自三月至三月
 (単位千圓)

申請事項別	件数		金額	
	昭和十三年自三月至三月	自十二年九月廿七日至十三年三月卅一日	昭和十三年自三月至三月	自十二年九月廿七日至十三年三月卅一日
銀行	三	八	二一、八三五	三一、八三五
信託會社	二	七	一〇、七五〇	二二、四二〇
保險會社	一	六	一、五九五	六、〇五四
其他	一	一	八〇〇	八〇〇
合計	三	九	二二、七九八	三二、〇八五

備考 銀行及信託會社ノ共同貸付ノモノノ件数ニ付キ信託會社ノ分ニ包含セシメタルモノノ一件アリ
 (2) 目治調整ヲ行フモノヨリノ協議事項
 (1) 同意セルモノノ件数及金額
 (単位千圓)

(ロ) 自十二年九月三十一日
至十三年三月三十一日

(單位千圓)

業 別	金融機關ノ貸付タルモノ	調登法第四條ニ依リ認許シタルモノ	他官廳ヨリノ協議ニ同意セラルモノ	合 計	百分比
礦 業	七二、一五一	一二、五九一	九、五四四	二〇七、六一四	一〇・七
工 業	三〇五、八〇一	八七、五四七	九、五二四	二七六、五二三	六五・六
農 業	一四九	〇	〇	一四九	一
林 業	一、〇二〇	八、六六〇	〇	九、六八〇	一・〇
水 産 業	八五、九九八	二、七四〇	五、四九四	一、八九三	一六・四
交 通 業	一、六八五	五、六九七	三、五五九	七、八九一	三・九
商 業	四、八八八	二〇、八九四	〇	二五、七八二	一・三
雜 業	二〇、八二一	四、五〇〇	〇	二五、三二一	一・一
其他ノ專業及施設	五、七四一	一、三一五	一、三八四	八、四六〇	二・〇
合 計	二六・六	六七・六	五・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇